

平成 28 年度

第 11 回民生生活常任委員会会議録
第 4 回民生生活分科会会議録

平成 28 年 12 月 2 日

宍 粟 市 議 会

平成28年度第11回民生生活常任委員会会議録

日 時 平成28年12月2日(金曜日)

場 所 宍粟市役所502会議室

開 会 12月2日 午前9時32分

次 第

1. 審査・報告事項

(総合病院)

継続調査

- ・経営状況、利用状況について
- ・市民ニーズの対応について
- ・公立病院改革プランについて

(市民生活部)

審査事項

- ・第109号議案 宍粟市手数料条例の一部改正について

継続調査

- ・国保事業について
- ・環境施策について

その他報告

(健康福祉部)

審査事項

- ・第111号議案 宍粟市鷹巣診療所条例の廃止について

継続調査

- ・福祉計画の進捗状況について
- ・地域包括ケアの構築について
- ・外出支援サービスについて

その他報告

第72回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

2. その他

- ・おでかけ市議会について
- ・閉会中の継続調査事項
- ・次回委員会の開催について

出席委員

委員長	鈴木浩之	副委員長	榎橋美恵子
委員	林克治	委員	大畑利明
〃	東豊俊	〃	秋田裕三

出席説明員

(総合病院)

総合病院次長兼総務課長	宮崎一也	総合病院総務課副課長	船曳浩尉
総合病院次長兼医事課長	後藤一三		

(市民生活部)

市民生活部長	小田保志	市民生活部次長	長尾一司
市民生活部次長	澤田志保	市民課長	牛谷宗明
市民課副課長	梶原昭一	税務課長	水口浩也
税務課副課長兼資産税係長	朱山和成	債権回収課長	小谷慎一
環境課長	宮田隆広	環境課副課長兼生活衛生係	西岡公敬

(健康福祉部)

健康福祉部部長	大島照雄	健康福祉部次長	志水史郎
健康福祉部次長兼波賀診療所事務長	津村裕二	社会福祉課長	木原伸司
介護支援課長	谷林眞寿美	障害福祉課長	福山敏彦
障害福祉課障害福祉係	鳥羽千晴	健康増進課長	中野典子
千種診療所事務長	大谷奈雅子	波賀診療所副課長	樽本美稚子

事務局

主 幹 清水圭子

(午前 9 時 3 2 分 開会)

鈴木委員長 今回資料のほうの確認をします。利用状況等の月次報告、前回の報告からプラス1カ月分をあげていただいているので、これですね。経営状況、利用状況、あと、地域連携室の関係で、市民ニーズへの対応ということです。あと、公立病院の改革プランについては、日を改めて21日に行うことになっていきますので、その点について御了承ください。

では、資料の訂正等はございませんか。

【継続調査及び報告事項を実施】

鈴木委員長 暫時休憩します。

午前 9 時 4 0 分休憩

午前 9 時 4 1 分再開

鈴木委員長 休憩を解きます。

【継続調査及び報告事項を実施】

鈴木委員長 じゃあ、ないようでしたらこれで閉じますけど、よろしいか。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 では、これで第10回民生生活常任委員会の総合病院の調査を終えたいと思います。ありがとうございました。

午前 1 0 時 1 8 分休憩

(総合病院退室、市民生活部入室)

午前 1 0 時 5 3 分再開

鈴木委員長 続いて、民生生活常任委員会のほうにいきます。

まずは、付託案件の117号議案。

長尾次長。

長尾市民生活部次長 申しわけありません。資料の訂正ということでお知らせしたいと思うんですけど、目次の部分なんですけど、1番にあげております77号議案の関係がちょっと間違っております。申しわけありません。第109号議案、穴粟市手数料条例の一部改正についてです。申しわけありません、訂正をお願いいたします。

鈴木委員長 109号議案の宍粟市手数料条例の一部改正については、特に資料はないということです。議案書ですね。これは前回御説明いただいて、どういう改正内容かというところは聞いていると思います。議案書のほうですね。この前資料いただいていました。5筆まで、土地が5筆まで300円、あと、家屋は1棟につき300円だったのを、証明書が5個までいけるので、土地でも家屋でも関係なく1通、イコール5筆というか、5筆と家屋も合わせて5個までは1通300円ということです。罹災証明はもう条例にうたわれないで基本無料というか、災害のときの被害の証明に関しては無料で出せるということに変更ということですか。何か109号議案について質疑等はありませんか。

大畑委員。

大畑委員 済みません。土地に関する証明が5筆まで、これまで筆数でいっていたやつが1通ということになるんですけど、この1通という定義がどういうふうに解釈したらいいんですか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 今回1通という形で出しておりますのは、1枚で5件分土地、家屋含めてというわけなんですけれども、例えば、6件とか、11件ということだったら2枚目、3枚目というのが生じてまいります。今回の改正につきましては、一連の処理でお一人の申請について、所有者について登記されますので、全て含めて6件だろうが11件だろうが、2枚になるだろうが、3枚になるだろうが1処理といいますか、その方に提供する分の証明について300円。住民票のようなイメージの形で複数枚あっても1通という捉え方で固定させていただきたいと考えております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 実態はよくわからへんのですが、例えば、どこかの司法書士のほうからこういう申請が出てきて、何百筆みたいな申請が出てきたときも同じように1通ということですか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 何百通というのは経験はないんですけど、多いパターンでも三、四通、枚ぐらいなものが出ておるんですけども、一応同じような形で、Aさんが所有する分は300円ということで、共有分というのは、またそれは名義は別という考え方になりますので、それについてはまたそちらのほうで300円ということで、一納税者といいますか、一所有者の名義人の分をひっくるめて、おっしゃるように100件あったとしてもそれはホチキスどめして1通という捉え方で考えたいと思っ

ております。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その件に関して。ごめんなさい。僕前回の理解で、証明書は5個まで家屋でも土地でもいけるから、家も家屋、土地も家屋も合わせて5件までは1通という感じで、2通目、3通目は掛ける300というように思っていて、そういうふうに議員に報告しちゃったんですけど、違うんですか。3枚、4枚になってもいい。前もそういう、皆さんそう思っていた。

これ、あとごめんなさい、続けますけど、これは条例に定義というか、今みたいに解釈で1枚1通というニュアンスと全部何でももう一納税者に対して1回出すのが1通という解釈が成り立つような状況のときに、条例とか、何かそれを固定できるんですか、定義みたいな。うたっているんですか。ここは実際別表みたいなものの改正だけだと思うんですけど、そのあたりとの絡みを条文上、結構定義が曖昧で解釈によって大分変わってくる条例のなんか結構あるんですけど、危険かなという気はするんですが、それはどうなんですか、教えていただきたいくて。

水口課長。

水口税務課長 おっしゃる部分で少しそういうものは必要かなということも考えさせていただきました。当初1通がいいのか、1枚、おっしゃるような形の1枚がいいのかという議論を含めて明確にするような事務提言的なものはいれへんのかというところもしたんですが、現行、住民票のほうにつきましては、1通という表記で複数件、複数枚あったとしてもホチキスどめ1カ所にして300円という提供しておりますので、横並びでは1通300円で説明が十分にできるのかなと。それと、言いました事務提言的なものを何かという部分につきましては、そういった部分の総合的な判断した中で、今回については1通という言い方をしておりますので、1枚だったらちょっと語弊があったりする可能性がありますが、1通という捉え方をしていますので、今回は必要ないのかなという思いでしております。あと、ホームページとか、郵便請求の対応の情報もかなりホームページのほうもあげておりますので、そういった面についてはもう少しわかりやすいような説明が必要かなということで、この辺については改正、条例が通りましたら対応のほうも進めていきたいなと考えておるところであります。

以上です。

鈴木委員長 ほかに109号議案ございますか。

もう1件。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい。被害に関する証明の関係なんですけど、平成21年のときですか、災害のときには、当然その家屋とか、土地とかいろいろ被害が出たと思うので、そのときは結構やっぱり補助なり、あとの支援の関係で、相当数必要になってくるか、そのあたりはちょっと別に無料で出す必要はあると思うんですけど、そこでどれくらいの事務量が発生するのか、被害想定にもよるんですけど、大分煩雑かなという思う。

水口課長。

水口税務課長 平成21年のことを申し上げますとあれなんですけど、災害がありまして、罹災証明を求められる方についてはほとんどの場合が保険の請求でありますとか、勤められています会社での見舞金給付金があるから、罹災状況を知らせてねという場合が多くございまして、場合によっては複数枚要求される方もあるのかなと思ったりしています。当時にどれくらいの枚数が出たかはちょっと把握しておりませんので申し上げられませんが、平成21年の災害の折には、宍粟市としまして激甚指定を受けたことございまして、政策的な判断ということで、無料で交付するという整理させていただいて、当時のときには300円の手数料は頂戴していない形で交付させていただいたということでございます。

以上です。

鈴木委員 続けますけど、熊本のときとかも結構それが出なくてなかなか片づけが進まないとかということがあったりとかしたので、そのあたり、ないにこしたことはないんですけど、もしあったときにはスムーズに対応できるように対応職員のマニュアルであるとか、そういったところを整備をしておいていただければなというふうにも思いますのでお願いします。

大畑委員 委員長、もう1点だけ。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません。文言のところなんですけど、今度は、従来は土地に関する証明とか、家屋に関する証明、今あった被害に関する証明とかいう、具体的にありますが、それが固定資産台帳に記載されている事項に関する証明という一つの言葉に集約されるんですが、この辺で漏れ落ちる部分とかそんなものはない。だから、なぜこれまでこの言葉で一括されるのであれば、なぜこういうふうに分類してあったかということを含めて教えてください。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 従前の文言につきましては、もう旧町というんですか、合併時に各町でもってありました内容を一番必要といいますか、その当時のものに合わせて寄せ集めした中で、これとこれとこれと要するという形で多分条例のほうにはうたい込みしたのかなと思っております。そのまま運営上、システムも非常に高度化してまいりまして、その中にもってあります証明書の発行については御希望されるような公課証明とか、評価証明とか、課税証明みたいないろんな名称ではおっしゃっておられるんですけども、いずれにしましても、どの証明も1件300円であるとか、5筆までが300円というような扱いにしてまいりましたので、少し区分けが細かかったんですけども、集約することで、うちから出せる書類というのは限られたもの、こういったものしかございませんという説明もできますので。同じ業務をさせていただくということで、この証明の交付、あるいは、閲覧でありますとか、そういった部分に集約していても問題ないのかなという判断でしております。なぜこれがあつたかといわれるのはちょっと従前やっておりました条例の突き合わせの部分での改正部分がございますので、詳しくはちょっと説明ができないんですけども、今回のおっしゃるような漏れ落ちがあるかないかというようなことでは特に問題はないというふうに考えておるところであります。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 その中で、一つだけ気になるのが、普通の平時の場合の固定資産に関する証明をもらうという話と、それから、罹災証明みたいな、災害時のことで、そのことがこの右側の文言の中にはないですから、それがもうなくなったのではないかという解釈になってしまわへんのかなという、そののところは何か残しておかないけないんじゃないかなという気がするんですけど。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 これは手数料のことをうたっておるだけのところでございますので、例えば、悪いのかもしれませんが、消防組合のほうにおきましては、火災による罹災証明とか、そういったものもちゃんとございますし、当然災害があつて、罹災証明ということを求められて相談を受ける件数も年度途中でもあるときもありますので、この手数料のところを見ていかないから出ないのかなという結びつきにはちょっとなりにくいのかなと。皆さん、被害に遭われたときに、例えば、保険屋さんから市役所に行って、罹災証明をもらってねとかいう指示とか、連絡を受けられておいでのようでありますので、特にここに掲載されていないから罹災証明がな

いという展開にはならないのかなと考えているところであります。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この条例は恐らく可決されると思うんですけど、もしそういった議案になってから、その文言を入れておくべきだったとかということがあるんだったら別にこっち修正かけて可決していきますので、言ってもらったらそれはもし先ほどの災害の感じはもう逆にいったら無料ということをやってしまうのも手なのかもしれないし、そのあたりも含めて市民に誤解を与えないような条例というか、ということが、そっちのほうがいいという話であればその提案をいただければ幾らでもそこはこちらで修正して、修正で可決してくるという手法をとりますので、そこはこだわるといふか、そのまま原案のまま可決しなくても全然問題ないと思いますので言ってもらえば対応しますので、よろしく願います。大丈夫ですか。

109号議案、ほかによろしいですか。

では、これで、109号議案の審査は閉じます。

続いていきます。

継続調査に関することです。

まず、次第に沿っていきます。

国保に関してです。ごめんなさい、ここの資料の1ページは、国の制度が変わったということで、ちょっとこれは1ページのあたりの説明をしていただきましょうか。1ページの説明ちょっと伺いながら、行革の関係。

【継続調査及び報告事項を実施】

鈴木委員長 では、よろしいですか。ほかに、その他市民生活部関係いいですか。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 では、これで第11回の民生生活常任委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

では、健康福祉部の部分を1時から再開します。じゃあ、それまで暫時休憩します。

午前 11時43分休憩

————— (市民生活部退室、健康福祉部入室)

午後 2時41分再開

鈴木委員長 休憩を解いて、会議を再開します。

済みません、じゃあ、福山課長。

福山障害福祉課長 先ほどの補正の資料4ページの障害福祉サービスの内訳なんですけども、チェシャーショップの廃止による生活介護費につきましては、見込みが増ということで1,998万円の増を見込んでおります。それと、グループホームにつきましては、今年度開設したグループホームが2カ所ありますので、それが当初見込みよりふえたということで、共同生活援助のサービス費で654万円、これが主なものでございます。

先ほどありましたひまわりの家が当初地活で見ていたものが、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、これに移行して、地活の補助金は減っているんですけども、障害福祉サービスに幾ら反映されているのかといったところにつきましては、当初見込みの就労移行支援事業所の当初予算、また、B型事業所の当初予算の範囲内でこれは見込みの範囲内の中で賄えるということで、障害福祉サービス費の今回の2,141万5,000円の中には含まれておりません。

主なものとして1,998万円の生活介護共同生活援助費の654万円で、2,500万円余りになるんですけれども、その他の減の要素も踏まえて2,141万5,000円ということになります。

鈴木委員長 ごめんなさい。チェシャーショップの廃止で、グループホームの下の部分が654万円だったです。上が。

福山障害福祉課長 1,998万円。済みませんでした。

鈴木委員長 では、先ほどの分科会が終わった。なので、ただいまより第11回の民生生活常任委員会の健康福祉部の部分を開会します。

まずは、付託案件の鷹巣診療所の111号議案です。これは説明はいいですか。もう何度も聞いて、何年も何回も聞いているので。

では、111号議案について、何か委員のほうからありますか。何か説明したいことはありますか。

大島部長。

大島健康福祉部長 医療関係のことなんですけれども、宍粟市の医療施設の関係で、中核となりますのは当然宍粟総合病院ということになります。2次医療を担ってもらっているんですけれども、その1次医療を医師会の先生方の公立と診療所で担っていただいているということでもあります。そういった中で、1次医療の圏域、これを日常生活圏域ということで旧町単位で考えていくべきなのかなと思います。保健福祉のほうでもそういった圏域で考えておりますけれども、そういうことで、圏域

に1カ所は必要であるという思いがあります。そして、訪問看護ですとか、通所リハビリ、介護の施設とも連携しながら、在宅で生活が送れるよう、支援をしていくということが大事かと思えます。千種町では千種診療所ができて、なおかつその千種町の中においてへき地といいますが、医療が受けにくい地域ということで、鷹巣にも診療所が設置されたのだと思っております。当時としましては、十分な道路の整備もできておりませんし、交通の利用も十分でなかったと思っております。そういったところで診療所が設置された、波賀や一宮におきましてもそういったへき地の診療所が設置されております。

時がたちまして、道路も整備され、公共交通も今では利用できるようになっております。こういった現在におきましては、少しでも設備の整った千種診療所を利用させていただくほうがいいのかと思っております。同じ千種町内でも北部の河内・西河内の方と距離的にもそんなに変わらないと思われます。その点も御理解いただきたいと思えます。

利用者の側からもより高度な医療も含めて、どんどん南といいますが、大きな病院へより高度な医療が受けられる施設を、診療に行かれるようになってきております。鷹巣診療所の利用者は慢性期の方の利用が主になって、だんだんと減少していった。現在に至っているというような状況です。利用者がなくなってから2年ほど経過しておりますし、新たに利用者の層といいますが、新たな利用者が見込めない状況ですので、診療所の廃止につきまして御理解をいただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

東委員 委員長、よろしいか。

鈴木委員長 東委員。

東委員 ちょっと確認だけになるかもわからんけども、提案説明のときに、受診者がなくなったという、これはありましたよね。施設の老朽化もありなんていう話があったけども、施設の老朽化なんかは必要であれば直せばいいので、これは余り理由にはならなかったですね、提案理由には。一つ確認は今の受診者がなくなったということの確認と、それから、自治会から廃止に関して特に反対とか、そういう意見はなかったと聞いておるんですけども、それは、ここが廃止になっても、住民にとって支障はないという確認でよろしいな。そういう確認でよろしいな。

大島健康福祉部長 はい。

東委員 それだけ確認しておきます。

鈴木委員長 林委員。

林委員 資料で1ページのところで、初めて見せてもらうんやけども、諸課題、今部長が言われたのとちょっと内容が違うところがあるんやけども、これは誰がつくられたか、事務長。

大谷千種診療所事務長 はい、私のほうで原稿をつくりました。

鈴木委員長 林委員。

林委員 それやったら何うんやけど、これは最終的にはこの文章の内容を見たら、千種診療所のことを、立場上のことが書いてあるんやけど、この鷹巣診療所と千種診療所は関係ないと思う、廃止するのは。これは今東委員が言われたように、利用者が少なくなったので廃止するんやったらそれだけで理由は立つと思うんやけど、いろいろと書いてあるので、それで不十分な医療環境ということを書いてあるんやけども、これは千種診療所から見たらそれは不十分な診療環境や。もともとこういう目的でここの診療所をつくってあるんやで。ここに書いてあるような診療環境が必要だったら最初からつくつとるはずなんや。それをわざわざそんなことを書いてあるし、その施設の老朽化についても東委員が言われたけども、ほんまに診療所が必要だったら、50年もたたん間にちゃんと改修すべきだと思う。今50年たって、老朽化でそれは当たり前なことなんや。それやし、千種診療所の影響、これは診察に影響が出ると書いてあるけど、診察に今まで影響が出たことはないと思うんや、開設してから。午後診の2時までには医師と看護師があがって、30分ほどでそういう診察をして開設しておったので、それでもし延長になった場合でも今までだったら、鷹巣に上がっているのだからちょっと待ってよと言ったら、みんな住民は理解しとったんや。一つも影響なんか出ていません、これ、誰が書いたんか知らんけども。

それから、財政的視点から言うたら、旧千種町のときは、それは利用者はなかったけども、あがりよったんというのは交付税が入ってくる、県の補助があったりして、ほんまは必要でないけども、トータル的に千種町の財政を考える上で、診療所の看護師の給料が1名分出るから、全体的に見たら有利になるで、残しておったんです。もう1名、2名でもないようにせんと。財政が豊かじゃなかったで、たとえ100万円でも200万円でも残るんやったらということで残しておる、わざと。こういう財政的なここに書いてあるようなことでやるんやったらとうに廃止していますわ。

それから、今後のあり方というて、これは診療所の立場で書いてあると思う。鷹巣診療所とは関係ないと思う。ここにいろいろと書いてあるんやけども、交通事情とかが変わったからここに通えるとか、それから、高度な医療を望んでいるとか、そんなこと望んでいません。鷹巣診療所で十分だったんです。今までの経緯とか、

開設した目的をわからんものを書いてあるんです。こういう理由で廃止しますというのはこれはちょっと合点がいかんの。利用者がゼロやで廃止します。それだけで理由はええと思うんやけど。

それともう一つ確認は、平成26年度に4月1名利用者があるんやけど、このときに、去年の説明やったか、長田事務長がこの1年について1名だけやで、千種診療所へ来てもらえんかということで頼みにいったと、この委員会で言われたと思う。自然消滅でゼロになったわけじゃないと思う。それは記録が残っておると思うんやけど、そうやけども大谷事務長になってからは自主的に千種診療所のほうに来られていますと言われました。そのときちょっと説明が違うと思うのと、それから、地元の自治会に言われたのも、この間地元の当時の自治会長にどうなんだと確認したんですけど、自治会は何もそんなこと言うていません。長田事務長が廃止したいということで来られたんだと。それで、いろんな事情を言われて説明したみたいや。それやったら、市がそない言うんやったらしゃあないなということで、役員にかけて同意したということなので、地元はあるんやったら置いてもらいたいという意図はあったと思うんです。そうやけど、利用者がないのでしゃあないなということになるんやけど、それやから既成事実をつくっておいて廃止しますというのはちょっと納得いかんのやけど。大谷事務長、4月にかわられて、地元に行って話をされたとか、意見を聞いたとか、されたんですか。

鈴木委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 たくさんご意見いただいたんですけど、一番最後の地元に行っているかという質問についてお答えいたします。

赴任当初、自治会長さんのところにもお伺いいたしまして、鷹巣の案件につきまして、昨年からの動きのことと、それから、今年度引き続き廃止に向けて議会上程をさせていただきたいと思うということで年度当初お話をさせていただいております。

それから、9月議会のころにもう一度、それから、12月議会上程することと、直接的にお会いしたのは3度お伺いいたしまして、自治会等の意見としてお伺いしたものだと思っております。

鈴木委員長 林委員。

林委員 平成26年度の4月に1名来られた、利用されていた人とはお会いになったんですか。

鈴木委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 その方とは今千種診療所のほうに来ていただいておりますので、私のほうは直接会っておりませんが、平成25年11月ごろであったと思うんですけれども、看護師と事務長のほうが同席をさせていただいて、私一人なんだけれどもということでお話がありまして、（聴取不能）のほうにその辺を確認いたしましたして、どちらでもお選びくださいということで最終的に千種診療所にお越しになっているというふうに、申しわけないですけど、本人さんには確認がとれておりませんが、看護師のほうに確認をいたしました。

鈴木委員長 林委員。

林委員 確認されていないんやったらええんやけども、それからもう一つ。きのう、おとといやったか、神戸新聞に出ました、廃止の提案をされていますと。そのときのあれで、地元からの存続をしてほしいという声はありませんということが書いてあったんやけど、これは取材されたと思うんやけど、これは診療所に行って取材された上でそういう記事が出たのか。それがどういうことでああいう表現になったのかわかりませんか。

鈴木委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 神戸新聞の取材につきましては、電話で取材がありました。その日、自治会長さんのほうにもお会いいたしまして、神戸新聞から取材があったことをお伝えいたしました。自治会長さんも携帯電話のほうに地元の考えということで取材があったので、地元としては利用者がない以上、続けてくださいということが言えないということで回答をしておいたというふうに自治会長さんから直接伺いました。

鈴木委員長 林委員。

林委員 それは今の自治会長の言葉やと思うんやけど、去年でしたか、言われたときは、そういういろいろ説明されて、自治会の役員会に諮ったらそういう利用者がいないんやったら、やむを得んなということで自治会としてはそういう意見を、答えを返したみたいなんやけど。自治会としても進んでは返しとらんと思うんです。市が言うことにしゃあないなということだったと思うんです。

それで、一部若い世代の人にちょっと聞いてみたら、診療所の地域には診療所がありますよと。それがなくなりましたということやったら、地域のイメージが全然違うと思う。学校がありますというのと、ない、ありませんと、また同じようなことで、利用者がないとか、余分なことで書いとして、ろくなことをせなんだら医者とか、看護師がわざわざいって、何でせんというそういう無駄な部分があるかも

わからんけども、総合的に見たら、ここで廃止するメリットはないと思うんです。そうやけど、こういう既成事実ができとるで、それはやむを得んかなという自治会の意見もわかります。この1ページ、2ページで書いてあるようなものを出されたら、これはおかしいんと違うかと、思わざるを得んのです。こないなもの出してもらわんほうがよかったと思うんです。これは私の考えですけど、まあ、答弁はよろしいです。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 関連しますけど、この文章もそうなんですけど、鷹巣診療所継続に伴う諸課題は廃止の理由にはなりませんから。継続したらこれだけのデメリットがあるから廃止するというのは行政としてやってはいけないことと僕は思います。本当に医療ニーズがあり、施設も建てかえなきゃいけない、財源も補填しなきゃいけないということがあるのであれば、とか、医師が不足しているのであれば、医師を何とか確保しようとか、財源をどこかから持ってこようとかということを考えるべきであって、これは継続にしたらこんなにデメリットがありますよということで、だから、廃止するんですなんていうのは理由として成り立たないです、申しわけないですけど。別に答弁結構です。

ここにも諸課題と書いてあっても、これは原因と結果がぐちゃぐちゃステージが違う話が全部きているのでわかりづらいこともあるんですけど、ちょっと行政の説明責任とか、仕事の進め方として、ここは余りよろしい進め方ではないと思います。ニーズがあるのであればとか、だったらやっぱりそれなりの人なりとか、財源措置をしなきゃいけないし、施設が必要であればあれなんだけど、単純に本当に先ほどから指摘があるように、役割を終えているんだということに伴って利用者がいなくなっているから、廃止してもそんなにデメリットがないんだという話だったら別にそれは話はわかるんですけど、これは千種診療所への影響とかなんてもしここが必要だったらもう一人何とか人を探してこなきゃいけないわけですよ。だから、そういうことをちょっとこういう問題に関して慎重さが無いというか、安易というか、そういう結局林委員みたいに、地元の方がこれを聞いたらちょっとやっぱり違和感をもつんだと思うんです。

大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 先ほどの私どもが把握しておりますニーズとか、おっしゃるようにニーズがあれば医療として必要な、もちろん財源との、投資とのバランスが当然それもありますけれども、ニーズ等があればやはり投資も考えていかないと

いけないというのは行政としても理解をしております。

鷹巣診療所について、ニーズについては私どもが把握した中ではないと考えております。ゼロというのが、それは近くにお薬をもってきてくれてあれば便利というようなそういったことは意識の中におもちの方もいると思います。それはゼロとは言いませんけれども、市として当然千種診療所を管理しておりまして、鷹巣と千種診療所を考えた場合に、千種診療所の中でカバーができるのではないかとということで、利用者の方もないというニーズも見ながら鷹巣診療所の役割というものも考えまして、閉じさせていただく条例提案をさせていただいたというふうに判断をしております。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そう捉えているんですけど、結局、だけど、この施設の老朽化のところで、利用者が満足できる施設を再度整備するには一定額の投資が必要であって、それは財政的に負担が大きくて困難だということをいっているということは、利用者が、これは単に利用者があることが前提ですよ。ニーズがあって、それを満たすためにはという話であって、とか、医師のこともそうですけど、これは関係ないというか、廃止に関係ないでしょう。

大谷千種診療所事務長 確かに今千種診療所から、8月の委員会で資料を出させていただいたかと思うんですけども、240名の方が実数として、ごめんなさい、60名の方が、240名の人口で60名の方が来てくださっています。ですので、医療の必要な方は鷹巣のエリアにいらっしゃることは間違いありませんが、その60人の方を賄える十分な医療設備をしていくのかどうかという判断の中でそういうふうにとっただければと思うんですけども。

鈴木委員長 林委員。

林委員 千種診療所へ行かんとあかん人は行きよるんです。行かなくても、鷹巣診療所で間に合う人のために鷹巣診療所をつくっとるんやね。今の言い方をされるんやったら、最初から鷹巣に診療所なんかつくっていませんわ。そのつくった目的というか、高度な医療を求めんやったら千種じゃなしに、山崎行ったり、姫路行ったりします、誰も。千種診療所が高度な医療が受けられるかといったらそうじゃないですね。千種診療所も全然普通のレントゲンぐらいはするだろうけども、手術もできへんし、何もできへん。それでも、それはそれで満足して行きよるんです。鷹巣診療所も設置した目的はそういう高度な医療を求めん人のためにしとるまでじゃないんで、そういう言い方をされたら、それはなくなって反論せんとあかん

よくなるので黙っておいてください。利用者がなくなりましたので廃止するんです。それだけで十分です。

大島健康福祉部長 一番最初の説明がもっとしっかりしておけばよかったんですけど。申しわけありません。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だから、僕は質疑のときに言ったとおり、医師が不足しているからみたいなことを理由で言ったじゃないですか、副市長かだれか。もしニーズがあって、医師が不足しているといったら、医師を何とか補填するほうに方向性をもっていかないと、廃止することの理由には全くなりません。最初ではそのニーズがもう満たしたとか、状況の変化、社会情勢の変化からもニーズがないという話だったのに、医師の不足もありましてとかいうから、それだったらおかしいでしょう。ニーズがあるけど、医師が充当できないから廃止するということは理由が成り立ちませんよね。だったら、何としてでも医師を確保するという方向に動かなかつたら意味がないわけで、だから、いろいろ理由をつけて、廃止のあれを根拠立てをしようとしていると思うんですけど、逆効果ですから。根拠立てになっていないことをずっと答弁しているからこういうふうにもつれるんですから。申しわけないです。

榎橋副委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 最初にお断りしておきますけれども、この本日の資料につきましては、彼女が最初の原稿を書いたにしても、内容自体は部として調整をして出したもので、健康福祉部として出させていただいている資料ということです。

それと、先ほどから何回もありますように、利用者が減ってきたから、それはもう大前提です。それがあつた上で1ページ、2ページの文章立てになつておるといふふうに考えております。先ほど委員長が言われましたように、じゃあ、仮に一人でも利用者があればニーズはニーズですけども、じゃあ、行政、あくまでこういう医療は別だとおっしゃるかもしれませんが、やはり投資的な部分も、効果的な部分も考えていく必要があるだろうなといふふうに思いますし、現実、最後の一人になるまで2年前までは現時点までですけども、オープンしていて、2年ほどお客さんがいない状況になつてきたといふ部分で、例えば、老朽化の話にしても、50年前に設立したときの地域の道の状況でありますとか、モータリゼーションの状況であつたり、また、地域のニーズも半分ぐらいに減つておると推測しますが、そういうもろもろの状況がこの50年の間に大きく変わったのでこういうそ

うことを説明する上でもこういう表現になって、いろいろな表現がまずいところがあるかもしれませんがけれども、何が言いたいかといいますと、やはり現時点においては、大きく状況が変わったのでということをお理解願いたいというふうには思います。

鈴木委員長 それは理解しているけども、それをいろいろ聞いているときに、違う話が出てくるからこっちが混乱しているという話でしょう。それはもう明らかだと思います。社会的役割を終えたというか、高齢化も進展し、そういった近くにあってもなかなかそこでも賄えないというか、ということもありますし、それで公共交通の関係で、道を、足を確保、形としてはできているとか、それがいろんなことトータルしても役割を終えたんだということで理解はしています。

それで、だけど、それをいろいろ話を聞くと、今回も、この資料もそうですし、答弁もそうですけど、その中であれっ、ちょっと捉え方が違うよねというところが出てくるからちょっと混乱するんであって、今の津村次長の説明で、それを論旨立ててというか、しっかりとそれで固定して廃止の理由がそこしかないということであればそれだけなんです。

それとあと、この前答弁で聞いたかったのは、今後のあり方で、市全体としてどういうふうを考えていくんだということと、その訪問診療であるとか、訪問看護というところも、だから構えるんじゃなくて出ていくことも検討しているということも含めて市全体としての地域医療はそういうふうな方向性で合意がとれているんだなというのがわかれば、鷹巣診療所の役割はもうそういうことも含めて終えたと。だけど、細かいニーズに対応するために違う代替措置があるということがわかればこっちだってそんなに話はこじれないんです。なので、もうこれ以上していると余計こじれるんで、当然それは部で協議して出てきた文章で、別にそれが書いた人の責任云々ということをお僕は言っているわけじゃなくて、見解としてしっかりとそれを論旨立てて廃止の理由を説明してもらわないと、ぶれているから、こっちが混乱しているというだけの話なので、それだけです。なので、結局住民の、市民の皆さんに対する説明でも医師不足というか、こういうふうに千種の診療所のあれに影響があるんだったら、だったら医師確保すればいいとか、違う論点なんです、とにかく。違う論点、いろんな論点をごちゃ混ぜにするからわからなくなるし、混乱するし、ぼやけていってしまうので、その点だけ御注意いただきたい。

林委員。

林委員 今、この諸課題の文章は部で検討して、部の考えとして出されたというん

やったら、課題があったら解決すべきじゃないんですか。不十分な医療環境やったら十分な医療環境にするとか、老朽化しとるんやったらちゃんと改修してするとか、普通行政やったらそういう課題があったらその課題を解決する方策をとると思うんです。これは課題を解決せんと、もう廃止、いろいろな諸問題があったら全部やめるんですか、行政として。対応が全然違うで、これ。そやからこんなものを出してもらったら困ると、最初に言うたんやけども、その姿勢が疑われるで、これ、部として考えておるんやというんやったら。もう何もいりませんけども。これはあんまり表に出しとったらみんな怒ると思う。答弁なんかいいですから、もう切りがない。

鈴木委員長 最初に言ったとおり、廃止の理由は継続に伴う諸課題を幾ら羅列されたところで、それが廃止の根拠にはならないということで、この案件にしてみたらなぜ廃止をするのかじゃないですから。継続できないから廃止という理由づけにはならないということだけちょっと理解しておいてください。

ほかに何かありますか。

大畑委員。

大畑委員 それで、私がずっと言ってきたとか、思ってきたことは、今後のあり方の一番最後のところなんですけど、必要量に応じた訪問診療、訪問看護を初めとする提供体制の充実に取り組むということなんですけど、これは本当にできるんかということと、どういうふうに考えておられるのか、仕組みがしっかりできとるのか、その辺ちょっと教えてください。

鈴木委員長 これ、実は総合病院のほうは、改革プランの中で訪問は一切考えていないと往診は一切総合病院が乗り出さないというふうに明言されていますから、そこを除いての話だとは思いますが、しっかりと合意がとれている話なのか。

大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 千種診療所の領域以外のところもあるかもしれませんが、千種の診療所におきましては、今現在外来診療に加えて訪問診療をやっております。11月も2件のみとりを行っております。そういった形で在宅での医療ということに国のほうも含めてなっておる中で、診療のほうに來れない方については、訪問診療のほうを活用したいと思っておりますし、訪問看護との連携も同じ場所で行っております、連携をとりながら進めております。この間のみとりにつきましても訪問看護との連携の中でやっておりますので、そういった連携を深めながら進めたいと思っております。

もう一点、目指す姿というのは住みなれた地域で在宅の医療の安定的な供給のところだと思えますけれども、通所リハビリにつきましても、新たな取り組みのほうへ検討を進めているところでありまして、いわゆる入院した方が退院されて、住みなれた地域に戻ってこれるようなところで、連携体制を進めていきたいと考えております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 先ほどもあったように、総合病院がそういうところに、訪問診療みたいなところに乗り出さないという中で、一体どこができるのかなというふうに思っていた。これは何も鷹巣だけの問題じゃなしに、この間いただいたこの地図でいうと、1次医療圏の千種全体についてこういう方向で今からやろうということだろうと思う。ほんまにそれだけのことができるのかなというところが現実、知りたいんやけど、廃止のための理由だけに使われているんだったら、また今後いろんな話が出てくるさかいに、ほんまにきちっとやれるんやなという、それだけ確認しておきたい。どこが、あくまでも千種診療所がこれからもそこを担って、きっちり担ってやるということによろしいんやね。それから、訪問看護ステーションとか、その辺がセットになって。

鈴木委員長 大島部長。

大島健康福祉部長 それぞれの圏域ごとに千種ですともう千種診療所しかありませんので、そこは訪問診療については担当する。ただ、はい、そういうことで。

鈴木委員長 林委員。

林委員 市に合併する前までは千種診療所も往診ずっとしていました。それから、ここに書いておるようなことを全部やっておったんです。それが、市に合併してから低下しとるんです。訪問看護も千種だけでやっていました。それから、通所リハビリのこの前委員会でも言うたけども、新規のやつは受け付けしませんというようなことで後退しています。ですから、今からやりますやのうて、今までずっとやってきとるんです。それをわからんとして今からやります、検討します、それは認識不足ですよ、事務長さん。

鈴木委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 新たないうところではないんですけれども、課題は、年度当初から課題と申し上げておりました、通所リハビリステーションについては、あえて委員のほう聞いておりますし、委員会等でも意見が、決算委員会でも意見が出されたところでありまして、先月の委員会でも申し上げましたけれども、受け入

れ再開に向けて現在調整を進めているところですので、そういった、例えば、大腿骨折られて、そこで病院でのリハビリができていたけれども、ひとり暮らしになったときにリハビリがもうできなく、それをしなくなったというようなことがないように、そういった人が地域に帰るときに、受け入れる受け皿として通所リハビリステーションというのをもう一度受け入れの再開をできるように、現在調整しているところであります。

鈴木委員長 林委員。

林委員 そう言われるんやったら、千種の診療所を中心に、福祉課、社協と連携して、介護保険制度ができる前に、千種町地域は地域包括ケアシステムをつくっとるんやから、それが市に合併してから低下しとるんです。そんなら誰がやめていったんですか。それで今になってこれをやります。さもやりますみたいな言い方しよるけど、今までやっていたのが低下してきて、また復活せえとやるなら、やらんかいと言いよる。そんならやりよったやつがないようになった経緯教えてください、誰がやめさせたんですか。

鈴木委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 やめたというのは通所リハビリの。

林委員 いや、ほかもいっばいやめとるのがあります。

大谷千種診療所事務長 千種診療所に関する。

林委員 千種町地域の地域包括ケアシステムの中で、構築しとった中で今現在実施されていないやつがいろいろあります。立ち上げたときからずっとやりよったんです。何でそうなったんですか。

鈴木委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 診療所にかかわるところ以外のところは十分これまでの経緯が理解できておりませんので、これのご説明ができないんですが。

鈴木委員長 林委員。

林委員 診療所にかかわらんことと言われた。そうではないですよ。医療、保健、福祉の関係者の座長は診療所長が座長としてそういうシステムを立ち上げたんです。毎月その関係者が集まって、住民のケアをどうしていくかして、それぞれが私のところはこういうふうにやりますとやって、やってきとったんです。診療所の事務長が一番中心でやとったんです。関係ないことはあれへんで。それが認識不足じゃ言いよるんです。

鈴木委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 連携会議につきましてはおっしゃるように、昨年来止まっております。それにつきましては、ことしになりまして再開いたしまして、今は毎月1回定期的に開催をして、連携協議の場として進めています。

林委員 いや、それまでも診療所にかかわったことは、かかわってきとったのが何でかわらんようになったんですか。

鈴木委員長 大島部長。

大島健康福祉部長 少しずつまたずれてきているようで。

林委員 後でまた検討。

大畑委員 ずれて、いいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 話は診療所からそれよるかもわからんけど、今後そういうことを地域、1次医療圏の中でしっかりした体制をつくってやりますという説明やから、僕は担保できるんですかという話をしたら、林委員は、これまでよりだんだんだんだん落ちていきよるのにほんまにするんかということをおっしゃっているんです。ほんまにできるんかということ。ずれてはいないと思う。診療所の役割は終えたんです。でも終えたのはそういう医療圏全体の包括ケアシステムとしてきっちりやっていくからということが理由でしょう。だったら、そこがほんまに担保できるんかということでは言われているので、ずれていることじゃないと思うけど。わかってもらえんかな。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっとじゃあ最後、議案のこと。別に廃止条例を可決しようが、通そうがどっちでもいいんですけど、地域全体考えたときに、地域医療をどうするかによって、廃止してまた立ち上げるのと、移転という手続のほうが制度的に楽なんじゃないかというところがあって、それで廃止をちょっとちゅうちょするところがあるんです。一回それをへき地の診療所を閉じてしまって、条例上も廃止して、また新たにつくるとなったときに、何か法的な制約がかかるんじゃないかなと。とりあえずは置いておいて、移転という作業のほうがやりやすいんじゃないかな。条例を残しておいて、その住所だけ変更するとかということで、またほかに同じような機能というか、役割が鷹巣じゃなくて、ほかのエリアにこれまでの鷹巣診療所のような機能があったら便利なところがないのかなと思うんですけど。これだったら合併しているんだから、市域全体で条例の中で、条例をとりあえず置いておいて、休止とか、何かそういう措置なのか知らないですけど、補助金とか云々の結構ですとい

う話をしておいて、再編の中で移転させてたほうが楽なような気がするんですけど、そうじゃないのか、その点だけがちょっとひっかかる。廃止するのは簡単なので、この条例なくしますというのは簡単なんですけど、今後、同じようなところ、機能がほかの場所で必要になったときに、またゼロから立ち上げるなら、移転という手続で、何段階か許認可とかの関係は楽なような気がするんですけど、そんな単純な話じゃないの。

林委員 鷹巣に特化したもので、それをそちら三方にもっていくということはちょっとできんやろうと思うけど。わからんけども。

大畑委員 それをこの間の定例会で質疑したら設置管理条例としてあるのは、たまたま今鷹巣やけど、その場所を変えたらどうなんかという話を、それはもうする気はないと。そうは考えていない。あくまでも千種町域のことしかない。

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 鷹巣の診療所の条例はいわゆる設置管理条例ですので、そこにある部分の条例だと思うんです。それで、先ほど林委員がおっしゃいましたように、仮に将来どこか別の場所に仮にへき地診療所なり、別の診療所なり建てるとしたら、それはそれでまた設置管理条例が必要になってくると思うんです。また、へき地の許認可の施設にしても、その、前回の委員会で地図をお渡ししましたけれども、そのエリアでこれこれこういう状況があるのでへき地診療所として申請しますというような、そのポイントポイントになってくると思うので、これはこれとして判断をいただきたいと思うんです。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それがだから鷹巣というエリアじゃなくて、へき地という定義があるじゃないですか。何か人口のあれとか、距離とか、公共交通の関係とか、類似したエリアは宍粟市内にたくさんあると思うので、だったら、へき地の定義に当てはめるところだったら、県も別に、県の補助もそれに該当するんだってという話はないですか。これはもうとにかく鷹巣というところに特化した話。

大畑委員 今言われたのが正しい解釈だと思うけど、条例上は拡大解釈をとれるんです。その医療圏域のへき地というふうには書いていないんです。

鈴木委員長 だから、学校とかだって。

大畑委員 宍粟市が冠にきている。

大島健康福祉部長 宍粟市へき地診療所設置条例で鷹巣診療所例えば、波賀北部診療所とか、そういった形であればということですか。

鈴木委員長 学校とかでは結局なくなっても、その中の別表を変えるだけの話だっ

たりとか、住所の変更とかで。

大畑委員 だから、千種のとてからの思いをずっと引きずってはるから、誰も疑わはらへんのんです。そうやけど、この条例の法制のところから見たら、何か抜け道があるような気がするなと思うんやけど。

鈴木委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 その質問いただきましたけれども、確かに波賀診療所、千種の診療所もそのエリアのことは書いてありませんけれども、鷹巣としての思いがあって多分昭和39年にやはり医療圏域、大体4キロということがございますので、鷹巣の診療所のピンポイントの条例ですので、それは法制上の手続のことだと思わんですが、それをへき地診療所の表題を変えてということはやはり目的が違おうと思うので一旦廃止をし、そういうへき地はなかなか公共交通が今走り始めましたので、宍粟市内にへき地に該当するエリアが全面的に調べておりませんけれども、そういったことはありますけど、目的から、表題から変えていくという手続は余り適切ではないのではないかと思います。

鈴木委員長 わかりました。

じゃあ、あと確認したいと思います。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほどの公共交通のことで、そういった県の補助とかがなくなるという、実際の利用者もいないし、公共交通もというところで理由としてあるのであれば、ただ聞いている、細かく調べていないですけど、鷹巣から千種診療所に行くバスとかが医療との病院に係るというところでの利便性が余りよろしくないんじゃないかという話をちらほら聞いているんですけど、そこは大丈夫なんですか。本当に鷹巣から行って、例えば、病院で診察を受けたら、ある程度は我慢してもらわなきゃいけないけど、本当に何時間も待たなければ帰れないとかというような状況のダイヤなのか、そのあたりちょっと。十分それでバスに、公共交通に乗っていけば千種診療所でしっかり診察を受けてという、通うことが可能な状況なのか。

榎橋副委員長 大谷事務長。

大谷千種診療所事務長 新しく再編された公共交通網ですけども、今鷹巣については日に3便、3往復というか走っておりますので、そのバスを使って御利用いただいている方も数名いらっしゃいますので、待つていただくことは確かにありますけれども、この公共交通を使って、利用することは可能。ただし、曜日の指定もありますので、例えば、眼科に行きたいという場合に、火曜日は走っておりませんので、

来ていただくことができないような状況がございます。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これはいろんな方面から指摘されていることだと思うので、そういう状況があるのはやっぱり公共交通ができたからといって、へき地じゃなくなったということとはまた別の議論だと思うので、しっかりと通えるようなダイヤにしてあげなきゃ理由にならないと思います。バスができたからそうなったんだと言われても、そのバスが眼科に行きたくてもその曜日に走っていないといわれたら、月、水だけです、鷹巣線は。それじゃあちょっとしんどいと思うんですけど。ぜひともそのあたりちょっと管轄外だといわれればそれまでなんですけど、しっかりと、それが、外出支援で拾うのかわからないですけど、どうしてもそこで今までとは違うというか、通いづらい人たちが出てくるのであれば、この理由も成り立たなくなりますので、そのあたりちょっとトータルで考えてください。

よろしいですか、111号議案。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 東委員。

東委員 もういいですけど、確認までやけども、廃止したらええと思う。それはええけども、さっき千種診療所のことをずっとこの条例廃止にかかわって当時のここに書いてあるとおり、総合的な医療機関とか、地域医療の核と大げさなことを書いてあるけども、現実に今千種診療所は1日いわゆる何人ぐらいの患者さんが通院というか、いわゆる来とるんですか。千種診療所は1日何人ぐらいの患者さんが通っておられるんですか。外来というのか。

大谷千種診療所事務長 40名前後の平均です。

東委員 40名ぐらい。ここに書いてあるとおり、旧千種町の本当の地域医療の核になってもらわなあかんで、鷹巣みたいに何年か後にもう誰も来なくなりましたなんてならないように、今からしっかりやってもらわないかんね。

鈴木委員長 よろしいですか。ぜひともいろいろ保険制度とか、そういうのは結局家族とか、扶養というか、扶養親族みたいな負担をどんどん軽減する方向に制度が(聴取不能)されていたんだけど、結局、医療機関が廃止されて、送り迎え、家族の方がしなきゃいけなかったり、介護に関しても入所できないから結局家族の方が介護で仕事をやめたりとかということも現実としてあるので、そうじゃなくても社会全体で支えていくんだという方向に日本はシフトしているので、ぜひともその方向性でそのために税金は使っていかなきゃいけないと思うので、そういうことも含

めてちょっと、今回、鷹巣というか、千種地域での医療の話ですけど、先ほどの訪問診療とかの関係はほかのエリアでの、ほかの3町でもいえることなので、そのあたりトータルでもうちょっと全体像を思い描いて市民に示していただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

では、111号の議案はこれで終わります。

では、継続調査の部分で、資料に沿っていきます。

【継続調査及び報告事項を実施】

鈴木委員長 では、長時間になりましたが、よろしいですか。

では、これにて、第11回民生生活常任委員会の健康福祉部の調査を終えたいと思います。長い時間ありがとうございました。委員の方は引き続き、採決に入りますので。

午後 4時45分休憩

————— (健康福祉部退室)

午後 4時51分再開

鈴木委員長 では、補正以外の議案のほうにいきます。

2議案あります。

まず、市民生活関係です。

109号議案、手数料条例の一部改正についてです。

この件について、自由討議の必要性はありますか。

(「ありません」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「ありません」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

これは委員会採決になります。

第109号議案、宍粟市手数料条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 全会一致で、可決です。

何か所見とか、意見の必要はありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、いきます。

第111号議案です。鷹巣診療所の廃止条例です。

自由討議の必要はありますか。

(「ありません」の声あり)

鈴木委員長 林委員、いいですか。

林委員 なし。

鈴木委員長 討論はいいですか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第111号議案、宍粟市鷹巣診療所条例の廃止について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

鈴木委員長 4、賛成多数。

何か所見はありますか。

(「所見なし」の声あり)

鈴木委員長 これ本会議で反対討論します。

大畑委員 通告なかったら、起立採決にならへん。

林委員 いやいや、討論なかったらか。

鈴木委員長 だけど、委員長報告が賛成多数になった、全会一致じゃないから、議長が。

大畑委員 ああ、そういうことか。通告があろうが、なかろうが、起立採決していくんか。わかりました。

東委員 賛成多数やから、反対者がおるということやから、やっぱり意思表示が必要になると思う。

大畑委員 そういうことや。

鈴木委員長 じゃあ、これにて付託案件審査も終了しました。

【継続調査事項及び次回日程等を協議】

榎橋副委員長 長時間、本当にお疲れさまでした。これで本日の委員会を終了いたします。次回は1月16日、午前9時30分からよろしく願いいたします。

(午後 5時14分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会民生生活常任委員会 委員長 鈴木 浩 之

平成28年度予算決算常任委員会第4回民生生活分科会会議録

日 時 平成28年12月2日(金曜日)

場 所 穴粟市役所502会議室

開 会 12月2日 午前10時30分

次 第

1. 審査事項

(市民生活部)

- ・第115号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分
- ・第116号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)

(健康福祉部)

- ・第115号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分
- ・第117号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第2号)
- ・第118号議案 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第2号)
- ・第119号議案 平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- ・第120号議案 平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)

第72回穴粟市議会定例会付託案件賛否確認

出席委員

委員長	鈴木浩之	副委員長	榎橋美恵子
委員	林克治	委員	大畑利明
"	東豊俊	"	秋田裕三

出席説明員

(市民生活部)

市民生活部長	小田保志	市民生活部次長	長尾一司
市民生活部次長	澤田志保	市民課長	牛谷宗明

市民課副課長 梶原 昭一

稅務課副課長兼資産稅係長 朱山 和成

環境課長 宮田 隆広

稅務課長 水口 浩也

債權回収課長 小谷 慎一

環境課副課長兼生活衛生係 西岡 公敬

(健康福祉部)

健康福祉部部長 大島 照雄

健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 津村 裕二

介護支援課長 谷林 眞寿美

障害福祉課障害福祉係 鳥羽 千晴

千種診療所事務長 大谷 奈雅子

健康福祉部次長 志水 史郎

社会福祉課長 木原 伸司

障害福祉課長 福山 敏彦

健康増進課長 中野 典子

波賀診療所副課長 樽本 美稚子

事務局

主 幹 清水 圭子

(午前 10 時 30 分 開会)

鈴木委員長 では、休憩を解いて、会議を再開します。

今回は、会期中ですので、まず市民生活部については、民生生活分科会から入りたいと思います。こちらのほうから先に審査させてください。よろしく。

では、ただいまより、第4回になります民生生活分科会を開会します。よろしくお願いたします。

今回は、補正予算が出ていますので、補正予算の資料です。分科会資料のほう途中から始まっています。そのほうを、115号の一般会計と116号の国民健康保険特別会計の補正です。

資料、訂正等はありませんか。大丈夫ですか。

長尾次長。

長尾市民生活部次長 分科会なんですけど、常任委員会のほうの資料の訂正を後でさせていただきます。

鈴木委員長 ああ、はい、分科会だけ。

長尾市民生活部次長 分科会はありません。

鈴木委員長 わかりました。

では、もう議案も出て、提案理由の説明も提案もされていますが、何か補足で説明は必要でしょうか、委員のほうから必要ですか。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 では、補正に関して115議案、一般会計の補正のほうの説明を簡単にお願します。

長尾次長。

長尾市民生活部次長 それでは、まず1ページの環境課のほうの関係なんですけど、これにつきましては、火葬場の管理業務、また、霊柩車の運転の運転業務ということで、3年間の業務委託をしているわけなんですけど、これが平成28年度で一応前年の3年間が終わりですので、それに伴いまして、平成29年度から3年間の業務委託契約をしなければならぬということがありまして、業者が変わった場合の引き継ぎ期間を見て年度中に契約をしたいということで債務負担行為で挙げさせていただいております。

それと、2ページの関係につきましては、市民課の分につきましては、老人医療費の見込みを今後いたしまして、少し不足ということで79万2,000円の補正をさせていただいております。これは県費の歳入の関係で補正が79万2,000円、また、歳出

のほうでは、人勸に伴います職員の給与、また、老人医療費と、こども医療費の今後の見込みをいたしました増額をさせていただいております。

それと、税務課の関係なんですけど、3ページになります。これにつきましては、委託料の減額ということで、入札の整理、または、不用となった事務の整理をさせていただきまして、950万円の減額というような補正を提案させていただいております。

また、その下の償還金及び利子及び割引料につきましては、所得等の更正によりまして、還付金が発生するということで、ちょっと不足するので100万円を補正させていただきます。

それに伴います主要事業の説明ということで、4ページにあげております。

これは、乳幼児医療費、また、こども医療費、未熟児の養育医療費の助成事業の関係で、先ほど申しました補正をここで整理させていただいております。その右の欄の扶助費の中で144万8,000円増額というようなことになります。

また、5ページのほうは、航空写真の撮影業務ということで、これは税務課の関係なんですけど、入札を行いまして、委託料は補正の内容というところを見ていただきますと、委託料として当初3,000万円を予算化しておりましたが、入札によりまして1,944万円となったということで、この部分につきましては、1,000万円の減額となっております。

特別会計。

鈴木委員長 一般会計だけでいいです。

長尾市民生活部次長 以上、もう簡単なんですけど、補正の説明です。

鈴木委員長 では、115号議案、一般会計の補正予算について、今説明が終わりました。委員のほうから何か質疑、あれば伺います。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 1ページの債務負担の追加のことで教えていただきたいんですが、これは北部、南部、両方の合計ということで、それぞれ委託業務は別々にされとるんですか。

鈴木委員長 宮田課長。

宮田環境課長 今言われたとおり、南部はあじさい苑、北部はしらぎくつつじ苑を合わせたもので契約させていただいております。

鈴木委員長 ほかに115号議案ないですか。

林委員。

林委員 この評価替は来年、再来年の1月。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 次の評価替が平成30年1月1日が予定でございます。

鈴木委員長 ほかに、一般会計ありますか。

大畑委員 もう1点だけいいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 こども医療費、老人医療費増ということであがってきているんですけども、これは当初予算で見込めなかったということなんだろうと思うんですけど、何か増になっている要因みたいなものはあるんでしょうか。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 今回の医療費の分につきましては、突発的に何か大きな疾患の方があったとか、そういうふうなものではないんですけども、月々にそれまで支払ってききました中で若干月々が増額をしていって、今後の見込みで少し不足を生じるかなというところでさせていただいております。

こども医療費につきましては、ことしのインフルエンザの流行がいつもでしたら前の年の年末ぐらいからなるのが2、3月に多かったというようなところもございます。医療の3月診療から計算するというようなところもありますので、こども医療費はもしかしたら若干そういう影響も出ているかなというふうには分析しているところです。

以上です。

鈴木委員長 よろしいですか。

ちょっと聞いていいですか。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい。先ほどの火葬場管理運営云々なんですけど、北部というか、しらぎくさんというのは母体というか、JAさんのような感じなんですけど、こっちの南のあじさい苑、あそこはどういう建物とか、そういうのはどういう何か違いがあるんですか。全く同じもので場所が違うだけなんですか、そのあたりをちょっと伺いたいんです。

榎橋副委員長 宮田課長。

宮田環境課長 しらぎくとつつじ苑につきましては、普通の民間の市内業者が入っています。JAさんというのは、しらぎく会館の話なので、市の管理の分には全く関係ありません。それから、あじさい苑につきましても同じように、市内業者の

中でやっていただいております。たまたま位置的には姫路市にあるんですけども。

以上です。

鈴木委員 あとほかに。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、こども医療費とか、乳幼児医療費のところの財源で、地方債900万円のっかっているのは、これは補正前から載っているんで、当初予算の分だと思っうんですけど、これは何を、どういう地方債なんですか。

榎橋副委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 済みません。ちょっとその金額、もともとの積算の分について、確認をさせていただいて、回答させていただいてもよろしいでしょうか。申しわけありません。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと済みません、航空写真の関係なんですけど、安く同じ業務ができるんだったらそれにこしたことはないんですけど、5ページの中段の事業内容のところの緊急対応を要する事務が生じたため551万8,000円を流用というのは、書き方の問題もあるんですけど、入札残金から緊急の対応を要する事務が生じたので、入札残金から551万8,000円を流用したという、入札残金から緊急対応を要する事務が生じたわけじゃない。これはちょっとニュアンスが違うんですけど、どう解釈したらいいのかな。

榎橋副委員長 水口課長。

水口税務課長 済みません。委員長おっしゃる形で、緊急事務が生じたことと、この入札残は関係ございません。下に書いておりますようなシステムのほうがちょっと老朽しておりまして、思ったより早く故障してしまいまして、それを改修したいというところが出ましたので、今回、委託料のほうが入札残1,000万円余りございましたので、こちらのほうから流用ということで緊急に対応させていただいたということでございますので、この緊急を要するのはこの事業そのものとリンクしているものではございません。もう少しわかりやすいような形で、また訂正が必要でしたら直して会議には出させていただきます。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 結構、日本語なので、どういう修飾語をつけるかということで大分ニュアンスが変わってきちゃうので、そのあたりだけちょっと慎重にさせていただきたいなと思うのと、あと、同じ項目で、一番下の事業効果のところ、航空写真のところ

で、課税ということに関して適正課税につながるということは理解できた、災害発生の有無であるとかということも航空写真で見ることであるんですけど、ほかの事務事業においても効率的に業務を行うことが可能になり、これは例えばどういうところに活用できるというのが想定があるのか、ちょっと教えていただきたいです。
榎橋副委員長 水口課長。

水口税務課長 この内容からいいますと、航空写真、地形図ということが軸にありますので、例えば、道路の形状でありますとか、山、あるいは、山林関係なんか含めてなんですが、災害があったときの原形復旧でありますとか、そういったものがベースになる写真がもとになったりしますので、このGISそのものは市内職員全てが利用できるような形になっておるんですが、主には税務課でいうところの課税、あるいは、事業課におけますところの現地の調査でありますとか、形状の確認というようなところで、非常に役立つということで他事務事業とっておりますが、大きなところは事業課の対応、また、今ホームページのほうに載せておるんですけども、一般市民の方にも御利用いただけるような形で、宍粟市の土地計画図と申しますか、都市計画の区域であったり、道路路線であったり、イメージとしてはグーグルのマップのような形で、市民の方にも利用できるような形でホームページのほうにも公開しておりますので、そういったところにも役立っているという部分でございます。

以上です。

鈴木委員長 ほかに何か一般会計いいですか。

大畑委員。

大畑委員 5ページの関係なんですけど、予算のときに航空写真の3,000万円、毎年これくらい要るんかという話で、必要なものやという話で説明があったと思うんですが、実際ふたをあけてみたら、2,000万円くらいでいけるとるわけやね。1,000万円入札減が出ているということは、どういうことなのかなというのをちょっとこれだけ大きく入札減が出るというのは、当初の見積もりとしてはどうだったのか。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 この分につきまして、当初3,000万円というのを一定今入っておりますシステムの業者から見積もりをとっておるんですが、正規といいますか、そういう測量技師の業務でありますとか、飛行機を飛ばすという、本当の設計単価というのをごさいますして、それを見積もりとりましたところ、本来だったら4,500万円から4,800万円の積算が出るところでございました。そういった中で、今入ってお

ります業者については、飛行機も自社保有しておるといふようなことで、コストが抑えられるといふことで約3,000万円の見積もりをいただきましたので、そこで予算のほうに反映させていただいたといふことでございます。

それで、結果的に入札をかけていきたいといふところで、一般競争入札させていただきました。何社か札入れしていただいたんですけども、結果的に2社しか入ってこなくて、1社落としたほうが現状の業者、それで、もう1社については、やはり3,000万円近い額で札入れしてきたといふような事実がございまして、どこで自分ところの経費とかコストを絞るかといふようなところでございましたので、本来であれば約3,000万円の予算の中で、入札がとれるかなといふところがあったのと、今回、業者がぜひ自社で継続して事業をしたいといふ意思があったのかとは思いますが、非常にコストを落として入札してきたといふことで、結果的に入札した効果が非常に出了といふ認識でこちらのほうは考えておるところでございます。

以上です。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません。僕ら心配するのは、安いにこしたことはないんですけど、知らないところでそれだけの内容的に落とされている、質が落ちているとか、そういうことがあってはいかん、これは課税に関することなので、その辺の影響が出ないのかどうか。向こうの経営努力としてこれだけ下げてきてくれとるのか、内容の質が落ちて、何もしないのかなといふ心配がある。

鈴木委員長 水口課長。

水口税務課長 その分につきましては、平成24年に導入させていただいたんですが、そのときはほかの業務を全部ひっくるめてもっと大きな導入のコストをかけてやっておるGISそのものだったんですけども、その当時の仕様書でありますとか、設計の基礎になる書類を確認させていただきましたところ、やはりカメラであるとか、そういう機材の高性能、高機能といふことで、例えば、従前ですと、1写真に何メートル四角ぐらいしか撮れなかったのが、レンズとか、機械の向上でもう少し広い範囲がとれるといふことで、前回とっておりますポイント数よりも減らしていけるとか、そういった技術面での向上も見られておりますので、質的に落ちるといふような問題はないと判断しております。

鈴木委員長 よろしいですか。

林委員。

林委員 こども医療費のやつ、澤田次長が確認しますといふて言うたんやけども、

これ、そういう県とかの制度的なものの上に市単独で上乘せしとる部分があると思うんやけど、その部分について、起債の対象になる部分があがってくるんと違うんか。

鈴木委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 恐らく過疎債で使っているのかなというふうには思うんですけども、違う答弁をしてはいけないので、調べさせていただければと思います。済みません。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 過疎債の可能性がある。

林委員 それしかないわな、ソフト事業が対象になったさかいに。過疎債だと思うけどな。

澤田市民生活部次長 ちょっと新年度の予算のときの資料を持ち合わせていないので、済みません、言われていないのに。

大畑委員 普通はないことや、起債は。

林委員 ソフト事業の対象になったでな、前、その分違うか。よう確認して。

榎橋副委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 去年まではあげていなかったと思うので、財政部局のほうで結構起債とかいろんな補助のほうを充ててくれたりするようなときがありますので、確認だけさせていただきます。済みません。

鈴木委員長 では、115号、一般会計は閉じますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 では、続いて115号、国民健康保険特別会計で、ごめんなさい、説明要りませんか。人件費等、何かこれに対して質疑等ありますか。

(「ありません」の声あり)

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、条例が否決なりとかになったら、ここはまたどうなるんですか。全部。そうしたらもう自動的にこの補正は蹴られるんですか。そのこの手続は。

大畑委員 いや、自動的に補正は補正でまたあがってくる。

鈴木委員長 また補正はあがってくる。

大畑委員 これは、済みません。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 細かいこと言うて申しわけないんですけど、基本のところに入りがどう

いうふうにとしなるとるかというのがあったらいいねんけど、これだけ見たら、人勤による人件費どおりで、何がどうなったかわからへんので、こういう説明資料が、何かちょっと説明が欲しいなという気がするけど。

鈴木委員長 では、補正予算のほうはいいですか。

(「結構です」の声あり)

鈴木委員長 では、これにて民生生活分科会を閉じます。

午前 10時53分休憩

————— (市民生活部退室、健康福祉部入室)

午後 1時00分再開

鈴木委員長 では、時間が参りましたので、休憩を解いて、会議を再開します。

こんにちは。では、ただいまより、第11回の民生生活常任委員会の健康福祉部の部分から始めたいと思います。

まず、付託案件案件がありますので、111号議案、鷹巣診療所の条例の廃止についてから審査したいと思います。よろしくお願いします。

(「分科会のほう」の声あり)

鈴木委員長 分科会から、だそうです。済みません、訂正します。

では、ただいまより、第4回民生生活分科会から、再開します。

分科会は、分科会資料が出ていました。分科会のほうの資料の訂正等はございますか。

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 ありませんが、本日ちょっと追加資料として、主要施策の説明書を配付をさせていただいております。

鈴木委員長 きょう。

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 はい、一枚もので。

(「これや」の声あり)

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 はい、そうです。

鈴木委員長 では、冊子で事前にお配りいただいた部分と、あと、主要施策の補正予算の説明書ですね、お願いします。

では、次第に沿っていきます。

115号議案、一般会計の関係部分についてからです。

説明が必要ですか。では、簡単に説明をしていただけますか、一般会計のほう。

木原課長。

木原社会福祉課長 それでは、資料の順に社会福祉課の補正のほうから説明させて

いただきます。

まず、社会福祉課では、事業としましては、養護老人ホームに係るものと、それから、国の制度でまた始まります臨時福祉給付金に係る事業、この2点について補正をあげさせていただいております。

まず、資料の順に、歳入をごらんいただきたいと思います。

歳入の説明としまして、分担金及び負担金というところで、老人ホーム施設入所者負担金、補正額2万8,000円をあげさせていただいております。これは、今養護老人ホームに市のほうから現在36名の入所者の方が措置をさせていただいているんですけど、この方々がそれぞれの収入に応じて各負担金を頂戴しているものにつきまして、そこの主な補正の理由に書かせていただいておりますとおり、年内に人員の異動等があったため、増額補正をさせていただくものとなっております。

続きまして、その下側の国庫支出金のところなんですけれど、こちらのほうも先ほど申しました国の制度として新たにまた臨時福祉給付金が今年度中から取りかかれということで始まります。それにつきまして、国庫補助が給付金自体に係る費用、それに伴う事務費等にかかる費用、全て10分の10の補助になっているんですが、その歳入補正ということで、給付金の事業費の補助として1億1,400万円、それから、いろんな事務に係る費用としまして1,258万4,000円を計上させていただいております。歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出のほうですが、民生費の老人福祉費ということで、老人保護措置費で548万円の補正をあげさせていただいております。先ほど申しました養護老人ホームの措置に係る費用なんですけど、この分につきましては主な補正の事由としまして、年度内に人員の変動があったということで、新たに548万円を補正をさせていただくものとなっております。

続きまして、民生費の臨時福祉給付金に係る部分なんですけど、この部分は先ほど申しました国の制度が新しくまた始まして、それに伴うものということで、歳出としてあげさせていただいております。主なものとしては、臨時職員賃金ということで133万6,000円、これは一応4月から11月の8カ月分を予定させていただいております。あと、大きなところでは、郵便料、これは申請書の発送でありますとか、返信に係る、こちらに返信していただく際の郵券料、また、決定通知書等を送らせていただく郵券料になっております。

あと、終わりのほう、下から2行目になるんですけど、事務処理等対応業務委託料ということで、住基のシステムでありますとか、税のシステムと連携したシステム

の導入ということと、あと、受け付けとか問い合わせ業務、そういったことの業務を委託する予定をしております。こちらに係る費用が870万5,000円となっております。

最後になりますが、臨時給付金としまして1億1,400万円の補正ということで計上させていただきます。

社会福祉課の補正に係る事業説明につきましては以上となります。よろしく願います。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 続きまして、障害福祉課の一般会計の補正予算の説明をさせていただきます。

歳入につきましては、歳出に係る部分の国、県補助金の増減補正でございますので、歳出の説明をさせていただきます。

まず、障害者福祉費の障害者小規模作業所援護事業補助金242万2,000円の減ということで、これはながさわの隣にありますしそう自立の家さんが運営されていたチェシャーショップ、パンをつくっておったところですけども、小規模作業所として今まで補助金を受けておったんですけども、このたびしそう自立の家の都合によりまして、平成28年10月31日付で廃止ということになりますので、この補助金につきまして、11月以降の5カ月分の補助金を減額するものでございます。

それと、特別障害者手当等給付費として168万8,000円減と。これは受給者の死亡等による減ということで、当初48人で見込んでおったものが補正後、41人の見込みということになったものが要因で減額をしております。

めくっていただいて、4ページでございます。

次に、障害者総合支援費になります、地域活動支援センター補助金、これも611万3,000円減ということで、これは平成28年度当初予算時には、ひまわりの家さんが当初は、昨年度までは地域活動支援センターとしての位置づけでありましたけれども、平成28年4月から就労移行支援事業所、また、就労継続支援B型事業所、多機能型の事業所に移行されたために、この地活の補助金としては減額となるもので補正させていただきます。

次に、身体障害者(児)舗装具給付費、これにつきましても124万4,000円の減ということで、これは当初の見込みとしましては、月平均100万円で見込んでおりましたけれども、9月までの実績、または、今後の見込みを立てる中で、月平均89万7,000円程度で推移するだろうということで124万4,000円の減とさせていただきます。

おります。

次に、自立支援医療費（更生医療費）につきましては120万円の減とさせていただいています。これは、自立支援の医療費、更生医療費を受けておられる方のうち人工透析患者、この方が生活保護者の3名のうち他の保険へ2名移行されたということ減となっております。

最後に、障害福祉サービスの増がございます。2,141万5,000円ということで、主な増の理由としましては、先ほど申し上げましたチェシャーショップが廃止になります。その中の利用者の中で、一部はしろう自立の家の生活介護の給付になるという見込みによる増、それと、グループホームの新規開設が平成28年度2件がございます。このことによりまして、共同生活援助の利用見込みが増となることによりまして、その他もろもろの福祉サービスの増減も加味しまして2,141万5,000円の増とさせていただいております。

先ほども申し上げましたとおり、歳入につきましては、歳出の増減に伴うそれぞれ国、また、県の負担金補助金等の増減をしております。

以上です。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 5ページ、介護支援課一般会計について説明させていただきます。

介護保険事業特別会計繰出金ということで、補正額88万1,000円あげております。これにつきましては、理由に書いておりますように、市職員の人件費補正に伴うものと、それから、システム整備に伴いまして介護保険事業特別会計の予算を増額しております。それに伴いまして、市一般会計から繰り入れる12.5%の分が88万1,000円ということで計上させていただいております。

システム等につきましては、特別会計の中で説明させていただきたいと思っております。
鈴木委員長 中野課長。

中野健康増進課長 健康増進課分です。

健康増進課分について、6ページのほうと、本日配付しました主要事業の補正予算の説明書と同じものの説明になっておりますので、説明させていただきます。

訪問看護の特別会計の繰出金が22万円、これは人勧の分です。

それから、母子衛生費のほうに需用費、印刷製本費、委託料、備品購入費を計上しております。これにつきましては、来年4月1日に子育て世代包括支援センターを始めるに当たり、市の方針が決まりましたので、ある程度の方針を決定できまし

たので、それに伴いまして必要になった経費、3月31日までに準備をして4月1日より使用するものをあげております。主なものは母子手帳の交付のときのバック、子育て支援の御案内のパンフレット印刷代、看板代、それから、備品になっております。

補正の説明書も同じような内容になっております。

以上です。

鈴木委員長 じゃあ、資料6ページまでで、一般会計の説明は以上ですね。

じゃあ、一般会計の部分について、115号議案について、何か委員のほうから質疑はございますか。

大畑委員 委員長、いいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません、1ページの老人保護措置費のことなんですけど、費用のことじゃないんですが、養護老人ホームは大体ついのすみかというふうに僕らも認識してきたんですけど、退所1名というのがあるんですけど、どのような退所になっているんですか、退所。

鈴木委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 ここであげさせていただいている退所は、お亡くなりになられて退所になったというケースです。

鈴木委員長 ほかに一般会計。

大畑委員 ほかいいいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 障害福祉課お願いします。

まず、小規模作業所の援護事業の補助金なんですけど、チェシャーさんが木ノ谷に引き上げられたと聞いたんですけど、その後、はりまっ子さんでしたか、その辺が引き継いでされるといふふうに聞いておるんですけど、補助金なくしてしまってもよろしいんですか。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 チェシャーさんが小規模作業所として実施されていた部分の補助金なので、11月以降それを廃止されるということなので、しそ自立の家さんに入る補助金は減ってくる。

大畑委員 それはわかるんですけど。

福山障害福祉課長 そのかわり入所施設の生活介護であるとか、そういったところ

を充実していただくということになっておりますので、福祉サービスの給付費の中でそのふえた分については賄っていただくこととなります。その後は、チェシャーの後は言われたようにはりまっ子さんが、山崎店のほうが運営されるということになりますので、小規模作業所自体はもうなくなりますので、小規模作業所の補助金はなくなるということになります。その手当ということはないです。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 チェシャーさんのことはわかるんですが、その後、はりまっ子さんが運営されることに対する補助金関係は全然、全く影響しないわけですか。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 はりまっ子さんも就労継続支援事業所 A とか、B とかありますけども、その施設外就労であるとか、そういったところで利用されるということになりますので、給付費のほうになります。特に補助金、運営費の補助金ということは考えておりません。

大畑委員 わかりました。

続けてもいいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 それと、もう一つは、地活はわかりますが、これは就労移行と、それから、就労継続の B 型に移行されておるんですけど、これは総合支援費の福祉サービス費、障害福祉サービス費の増額という形にはならないんですか。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 ここに主な増の分であげさせていただいておりますけれども、就労継続 B 型の給付費等も増額を見込んで、トータルで 2,141 万 5,000 円ということになります。もちろんたくさんの方々の事業メニューは、歳出メニューがある中で、一番主なものをここにあげさせていただいているので、おっしゃるとおり、ひまわりさんが就労 B とか、移行支援事業所を立ち上げ移行されたことによって、増加はしている部分は確かにございます。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ここに入る、だから、チェシャーの分と、それからあと、グループホームの分しか主な理由にあがっていないので。ひまわりが、本体が B 型に移行されたことで、ふえてくるというのもここに含まれておるわけでしょう。そういうことやね。

福山障害福祉課長 はい。

大畑委員 はりまっ子の関係もここに入るとのこと。

福山障害福祉課長 はい。

大畑委員 そうということやね。

鈴木委員長 ほかの委員から。

大畑委員。

大畑委員 その辺が、トータルの金額でぼんとあがっているの、ちょっと説明資料として具体的にこういうところで、要するに2,141万5,000円の明細が欲しかったなというふうに思う。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 数えれば十何個の施策の中で、この資料としては主な一番ふえている部分であるとか、いったものをあげさせていただいておるので、確かにもう少し詳しく書くべきではあったかと思えますけれども、特に、主にふえた部分ということであげさせていただいております。

大畑委員 少し、いいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 口頭でもしわかれば結構なんですけど、どのくらいの金額、それぞれがどのくらいになるかわかりますか。全部言ってもらわなくて結構、主なもので結構です。

鈴木委員長 福山課長。

福山障害福祉課長 ちょっときょうここに予算見積書をもってくるのを忘れてしまっているの、また後ほどお知らせしたいと思います。

鈴木委員長 ほかにございますか。

福山課長。

福山障害福祉課長 済みません。見積書ありましたので、先ほど言われたB型就労移行支援とか、B型につきましては、当初見込みからは、若干当初見込みの分を大目に見積もっていたということもあるんですけども、100万円ほどの減になっております。

それと、施設入所、先ほど申しあげました施設入所の部分で、1億4,000万円当初見込んでおったものが1億4,500万円、その生活介護については、先ほど申しあげましたようにふえていくということで、3億7,300万円ほどの当初見込みが今3億9,300万円。グループホームにつきましては2億9,900万円が3億6,444万円の増ということで、その他もろもろ行動援護、同行援護とか、自立訓練費等もろもろあ

るんですけれども、そういったところの増減を見込みまして2,141万5,000円となっております。

大畑委員 いやいやもうそんな細かいこといいですけど、チェサーさんが廃止されて、生活介護のほうに必要になったと。それがどのくらいですわと。それから、ひまわりがB型に移行したことによって、このくらいですわみたいな説明だったらいいけど、そんなきちっと当初の見込みからという説明を受けてもわからへんから。

福山障害福祉課長 申しわけないです。またちょっと後日その部分についてはしていきたいと思います。

鈴木委員長 済みません。その件に関しては、ちょっと2,141万5,000円がいろんなものをプラマイしてプラス2,141万5,000円ということであれば、その内訳を細かく出してください。後日ではなくて、きょう採決しなきゃいけないので、後ほど委員会終わってからで構いませんので出してください。その計算が間違っていることはないと思うんですが、実際にどういう状況での相殺とかされているのか見ないと何とも言えないので、補正予算の審議なので、そこは出してください。

ほかに一般会計の関係で質疑等はありませんか。

(「結構です」の声あり)

鈴木委員長 では、117号、国民健康保険診療所特別会計、資料でいくと7ページの分です。これはちょっと説明が要りますか。簡単に説明いただけますか。

津村次長。

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 それでは、7ページです。

ここにつきましては、9月に補正予算をお願いをしておったんですが、8月末で正職員であった前任医師が退職され、その後、2カ月間つなぎの医師ということで、現在の医師ですけれども、委託契約をもって2カ月の間に次の正式といいますか、新しいお医者さんをお願いするというふうな計画できておったんですけれども、2カ月たったその中でも次のお医者さんが見つからないというところが現実でございまして、現在の医師と調整をする中で、できるだけ早く見つけてほしいと言われてつつ見つからないのだったら見つかるまでもうちょっと延長してもいいということで、最大3月末までの延長を承諾していただいたというような状況がございまして、今回残りの分、3月末までの委託料を計上させていただくかわりに、また人件費部分が3カ月分残っておりましたその部分を落とさせていただくというふうな形の補正予算となっております。歳入につきましてはそれに伴う繰入金というふうになっています。

以上でございます。

鈴木委員長 この件に関して、117号に関して何かありますか。

大畑委員。

大畑委員 2つほどお伺いしたいんですが、1つは、9月補正のときに、9月以降に診療が5分の2になるのか、週2日になるので、看護師の業務も少なくなるというふうなことから、臨時の看護師さんの賃金が落ちたというふうに思っているんです。落ちていたと思って。それで、それが実際週2日じゃなくて、常勤の医師が来られたから、実際業務が減っていないんだと思うんです。そっちに減らしたままでいいのかどうかというのがちょっと心配なんです。それが1つと、その臨時看護師さんなんかどういうふうに処遇がなっているのかちょっとわからないので、そこをちょっと説明をいただきたいのと、もう1点は、412万5,000円は、前の先生の週2日来ていただくことでの補正だったと思うんです。それが常勤になるので、今回プラスになったと思うんですけど、その412万プラス要は週3回分ふえているということですよ、簡単に言えば。週2日だったのが週5日になったら、3日分の9月から来年3月までの分が補正が必要だというふうになるわけですね。そういう考え方でこの702万2,000円が補正があがってきているのかどうかというのがわからないので、その辺のもう少し詳細な説明をいただきたいなと思います。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 賃金につきましては、御指摘のとおり29万6,000円、9月に減額をさせていただいておりますが、それまでの部分であったり、精査する中で、ほかの物件費流用とかをする中で、今回は補正しなくても、できるだけ補正額を抑えるという趣旨もあって、その部分は何とかやれるだろうということで予算要求していないというところがあります。

それと、先生の部分につきましては、確かにおっしゃるとおりでございますが、9月補正の時点では2カ月というふうなことであげさせていただいておりました。それで、おっしゃるとおり、その後、実際は週5分の5来て、なおかつ1月11日以降のその部分も足して現況の予算額を差し引きしまして、いよいよ不足する分が700万円ということで出させていただいております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 医師のほうはわかりました。それで、看護師さんの分、あのときもちょっと議論になって、業務が減るから部屋の掃除とかしてもらおうんですと。そんなばかなことあるかと、資格もった人をそんなことするなという議論があったんですけど

ど、そこは変わっていないんですよ。変わっていないといたらおかしいけど、看護師としての仕事をずっとされているんやね。

鈴木委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 結果として、ずっと常勤が続いておるような状況になっておりますので、看護師もずっと常勤の状態が続いております。それで、本年度につきましては、今の先生とのお話の中では、常勤のままできたら3月までいけそうなので、そういう看護師をどないして働いてもらうとかいう、その心配はちょっと薄くなったと思うんですけども、万が一、そういうことが発生した場合には、訪問看護ステーションのほうは逆に看護師が不足しておるような状況もございまして、できたら、そこまで具体的話はしていないんですけども、思いとすればできたらそちらのほうに回っていただくような調整も考えなければだめかなというふうには思っただけなんですけれども、とりあえず本年度はそういうこともせずに済みそうだなというところです。

大畑委員 結構です。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 済みません。9月補正との関連の話が出たんですけど、9月補正で医師が新たに来るということを前提に幾つか補正があがっているんですけど、それは現状そのままプールしているというか、使っていないということですか。紹介手数料とか、クリーニングはしたんだろうけど、赴任旅費であるとか、多分増額補正かけていた。それはそのままプールしているんですか。

榎橋副委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 それはもう引き続き現在も募集をかけておる状態もございまして、紹介手数料といいますのは、ある程度成功報酬的な部分もあって、引き続き募集をかけておる。来年4月からできたら、それまでにでもですけども、早く決まればその方と正式契約をしたいというふうな思いは引き続きもっておりますので、そういう状況になっています。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そういう状況というのは、いつでも支出できるように財源としてもっているということですか。

榎橋副委員長 津村次長。

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 そうです。

鈴木委員長 何かほかに国保の診療所特別会計、波賀のお医者さんの関係の部分で

の補正です。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

鈴木委員長 では、続いて118号、鷹巣診療所特別会計の補正予算です。

これは資料はなく、議案書ですね、118号人件費の関係。

津村次長。

津村健康福祉部次長兼波賀診療所事務長 鷹巣につきましては、これは人件費で、人事院勧告に基づくものです。実際は医師、看護師2カ月程度の人件費を張りつけておりますので、その部分の人件費に係るものがあがっておると思います。所管は、総務部のほうが予算化しておりますので、直接のうちの予算計上したような形にはなっていないのでちょっと資料は割愛させていただいております。

鈴木委員長 118号の議案、88万2,000円が人件費等ですね。施設管理費の中に入っていますか。わかりました。大丈夫です。人勧に伴う分の8万5,000円の補正です。118号議案に関してありますか。

(「ありません」の声あり)

鈴木委員長 じゃあ、次、119号、介護保険事業特別会計です。

谷林課長。

谷林介護支援課長 8ページ、9ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入についてなんですけども、歳入につきましては、介護給付費、職員人件費、それから、システム整備に伴います歳出の増減によりまして、国庫、県費、一般会計からの繰り入れ分の増減ということであげさせていただいております。詳細につきましては、歳出のほうで説明させていただきたいと思います。

歳出に移ります。

まず、総務費、一般管理費の介護保険指定機関等管理システム導入業務委託料です。これにつきまして58万4,000円あげさせていただいております。現在のところ、介護保険サービスの事業所のマスター登録、データ登録といいますのは県のシステム、ここでしたら、たつの健康福祉事務所のシステムをこの近隣の市町が使わせていただいて、そこで登録しているんですが、平成29年4月からはもう各市町で準備しなさいということで、介護保険事業所、登録に伴う、マスター管理に伴うシステムを導入する必要があります。それで58万4,000円、委託をあげさせていただいております。

それから、管理システムにつきましては、システムの運用サポート業務というのがありまして、それにつきまして5万4,000円あげております。

それから、保険給付費の施設介護サービス給付費です。施設介護サービス給付費につきましては、平成27年12月に新しい特養ができましたが、それへの入所者数というのが実際以上には少ないということで、入所に関します費用のほうを5,952万4,000円減額させていただいています。

それから、続きまして、9ページに移ります。

同じく保険給付費の中で、居宅介護福祉用具購入費、これは福祉用具に関します購入に関する費用です。福祉用具の中でも、入浴とか、排せつに関しますものは貸与ではなくて購入という形になっております。その介護保険サービスの中で、入浴とか、排せつの用具を購入されるんですが、こういう福祉用具を購入されることで、より自立した生活、誰かの手を借りずに自分でトイレへ行ったり、入浴しようということで、そういう方向に向けたケアプランというの、ケアマネジャーが特に重視しておりますし、そういう視野でのケアプランというのがふえてきた。あるいは、この福祉用具につきましても、非常にバラエティに富むというか、いろんな種類がふえまして、利用者のニーズに合った福祉用具というのがふえてきました。それにつきましても購入費増加の要因となっております。それで、これにつきましては116万6,000円の増額ということです。

それから、続きまして、居宅介護住宅改修費、これは介護認定を受けられた方が住宅を改修されるための費用で、1割は自己負担、1割ないしは自己負担、9割は介護給付ということになっておりますが、これも福祉用具、先ほど申し上げました福祉用具と同じく、いろんな制度の周知も行き届きましたし、それから、ケアマネジャー自体がケアプランの中にこの住宅改修ということも重視し、なるだけ自立した生活を促そうということで、ケアプランへの位置づけということもふえてきております。

中には、この住宅改修のみを希望しての介護認定の申請ということも多くなっております。

続きまして、特定入所者介護サービス費です。これは、年金収入と所得の低い方につきまして、施設の入所とか、ショートステイ、短期入所を利用されたときに、部屋代、食事代の減額をする制度です。この費用につきましても、入所者がふえたりとか、それから、新規認定者の増加によって変わってくるんですけども、総数的に見ると入所者が増加したこと、あるいは、新規にこの認定を受けられた方、所得の低い方が多かったことなどがありまして該当者がふえました。それで、2,572万5,000円増額です。

それから、介護予防サービス費です。これは要支援認定者のサービス利用が増加しました。特に、老人保健施設へのショートステイとか、福祉用具の貸与というのが伸びているように思います。それにつきましては2,594万5,000円の増額です。

それから、地域密着型介護予防サービス費です。小規模多機能居宅介護の利用者数がふえております。それから、認知症対応型通所介護、認知症の方に特化したデイサービスですね、これについても新規利用がふえたことによって205万7,000円の増額となっております。

それから、介護予防サービス計画費、これは、ケアマネジャーが作成しますケアプランの作成代なんですけども、これも認定者がふえたことによって、介護予防サービスの利用者がふえ、事業所へのプランの支払い等が増額となっております。これにつきましては204万8,000円増です。

それから、介護保険事業基金積立金、最後の部分なんですけども、職員の人件費の補正によって、一般財源、介護保険料からの増額が必要なんですけども、保険料収入等の増額が今以上に見込めないだろうということで、基金のほうから歳出し、基金のほうを減額しております。これが5万6,000円となっております。

以上です。

鈴木委員長 では、119号、介護保険の補正、何かあれば伺います。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ないなら。ちょっとお尋ねしたいのは、施設介護サービス費とか、議案書、歳出のところ、保険給付費の介護サービス費の減がそのまま介護予防サービス費の増になるということで、これは結局今までの介護サービスの部分が予防のほうに移行して使うところが変わったというか、ということだと思うんですけども、これは総合事業とかの関係なのか、これは何でこういうことが起こるのか教えてください。

榎橋副委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 総合事業とは、特に、現在のところでは関係していません。予防のほうの給付費を見る中で、必要な額を算出し、施設介護サービス費につきましても、見込み額を出した中で、これぐらいの不用額が生じるだろうということであげさせてはいただいているんですけども、全体的な会計、総額は同じということで、額のほうも同じ額で増減させていただいています。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 状況がわかったようなわからないような感じです。わかりました。じゃ

あ、ちょっと別の点になるかと思えますけど、資料でいくと8ページの施設介護サービス費というのが平成27年12月開設の介護老人福祉施設、特養への入所予定者が少なくなったということで、これはあそこの。

谷林介護支援課長 しそうの杜です。

鈴木委員長 実際にはどれくらい見込んでいたけど、実際何人になってこの5,900万円の減になるのか、ちょっと教えていただきたい。

榎橋副委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 しそうの杜なんですが、開設のほう当初計画の中では平成27年4月ということだったんですが、少し介護職員がなかなか集まらないとか、工事のほうもおくれたということで8カ月ほどおくれました。その中で、12月開設になって、一斉に入所され始めたんですが、当初は4月当初からだんだんとふえていくであろうという見込みで、平成28年度予算は立てていたんですけども、開設もおくれたので、12月以降、もうそんなに急に市内の方が60名というわけにはいきませんし、それから、平成28年4月の入所者数を市内と市外で見えますと、これは施設からの情報なんですけども、60名中37名が市内で23名が市外ということで聞いております。もう既にそこは8カ月、7カ月たっておりますので変動してあるかとは思いますが、それで、平成28年度予算策定時よりはしそうの杜に関しては入所者が少ないということです。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それはわかっているという話で、何人実際に予定していたのが37だったかと聞いているんです。

谷林介護支援課長 ちょっとその詳細は手元にはもっていないんですけども、具体的な数のほうはこの場ではわかりません。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、恐らくニーズというか、待機という部分も含めてあそこも整備したろうし、この前の60床の予定もあったんだと思うんですけど、それは新たにつくるのがなくなり、そこで見込んでいた、新しくできたところで見込んでいた分は大分下回りということで、実際には本当に入りたかった人がどこにいつってしまったんですか。

榎橋副委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 待機者の少し詳細な調査等もさせていただきました。そうしたら、入所のリスクが高いとか、必要度が高い、いわゆる一般的にいうと要介護

3以上の方も、こちらの見込みよりは少なかったかなというのと、それから、どうしても入所待ちだし、在宅ではおれないという方は特例ショート、連続ショートをフルに使われて、入所待ちしておられる方が20名近くいらっしゃいました。そのことで、本来のショート利用の方を圧迫しているのではないかというようなことも少し見させていただいたんですが、表立って今それが大きな問題にはなっていない、特例ショートを使いながら、連続ショートを使いながら待機されている方が非常に多いということです。ですから、その方々は入所の数にはカウントしておりません。待機者として計算しております。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これだから結局、あとどれくらい特養のベッド数というか、定員が必要なのかというところの予測をもとに整備しているわけですね。それがこれだけぶれているということはどう解釈したらいいのか。この前も何としても30床は必要で、経営上60床ないと成り立たないから共同で30床をキープするんだとあって、その計画が頓挫しても何ら問題ないという話になるのは、いったいそもそもしっかりとニーズというか、本当に必要量を把握しての上の話なのか。当然変動したりとかというのがわかるんですけど、足りないことは予測できても、余っている、余るとき、結構余裕をもって整備しようとしていたというふうに見えますね、結局。30床なくなってもまあ何とかなるという話だったら、ほかでそこは満たされるという話だと。だけど、それ全体で大分支えている話なので、本当に入所者だけが頭割り負担している話ではないはずなので、そういうことから考えると、そこらはちょっとシビアにやってもらわないと、何か解せないんですけど、どうなんですか。

大畑委員 ちょっと関連でいいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと僕もよくわからないんですけど、養護の場合だったら措置という考え方があって、措置判定みたいな行政が非常にかかわっている部分があるんです、緊急性みたいなものが。特養なんていうのは入所判定はどこがどういうふうにしてやっているんですか。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 入所マニュアルというものがあまして、それに基づいた入所判定委員会が定期的にかかれております。その入所判定委員会で一応順位、この方は採点表みたいなものがあまして、家族が全くいなかったら10点とか、詳しいことはちょっとわかりませんが、そういう入所の要件について何項目かを採点する

ような採点表があります。それに基づきまして、優先順位も決められております。

それから、優先順位につきましても、施設に聞いてみますと、認知症がある女性の方が一番たくさん待っておられる。その次に認知症のある男性が多い。その次に認知症のない女性、その次に認知症のない男性が、そういう方を同じ部屋に、多床室の場合は一緒に入れることがなかなかできないので、そういうことも加味して入所順位なり、順番がきたときにどなたに入ってもらおうかというようなことはいろいろ検討しているらしいんです。そこにつきましては、そういう入所判定委員会のメンバーがきっちりと合意のもとに順位は決めている。次、順番きたらこの方に入ってもらおうということで決めております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 そういう入所判定委員会で決まっているのはわかるんですけど、例えば、市内の方の入所の割合が非常に少ない。これ見たら6割ぐらいしか入っていない。待機が結構多いじゃないですか。ですから、施設として、今おっしゃったようなことも加味するけど、実際は運営していかなあかんから、やっぱり介護報酬みたいなところが優先的に、たくさんとれる人を優先的に入れるとか、そういうことが起こらないように行政がきちっとチェックする機能みたいなのはないですか。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 そういう場に行政は入れませんが、監査指導の中で特に（聴取不能）は県のほうが入っております。その中で、そういう入所判定につきましても、監査指導のほうは入っております。その公平性とか、大畑委員が言われるような点につきましても監視というか、指導はやっております。

大畑委員 何か少ないな。もう一つだけ済みません。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 そこにこれは市内に建てている施設ですから、やっぱり宍粟市のほうを少し優先的に入所にというようなことはできるんですか。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 公に宍粟市の希望者を優先してくれというのも難しい面もあるとは思いますが、市のほうの要望としては、建設につきまして、建設時にそういう要望というのは出させていただいていると思いますが、それがそのまま通すというのは非常に難しい。入所者さんと施設の契約に基づいておりますので、特にこれはちょっと私的な考えかもしれませんが、しその杜なんかは姉妹施設が神戸とか、いろんなところにありますので、そこからの情報とかいうのも私は結構大きいんで

はないかと思うんです。それで、神戸の方とかも入れているように思います。施設のほうも、4月1日までに入所の募集はしたとしても、そのとき既に宍粟市内が申し込まれたのが60人ではなかったと。それから、これからつくられる特養というのはユニット型です。となると、特定入所者の軽減、特定入所者介護サービス費という軽減措置はありますけども、個人の費用負担というのは結構割高になります。病院の個室に入ったのと同じような形になります。そういうことも少しは影響しておるように思います。

鈴木委員長 ほかに介護保険の関係はありますか。

東委員 委員長、1点だけ。

鈴木委員長 東委員。

東委員 さっきの入所の判定というのがありましたね。入所できないという判定を下される人はどんな条件の人なんですか。入所は無理ですよという判定を受ける人はどんな人なんですか。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 入所の判定というのは、時には、医療依存度の非常に高い人。呼吸器をつけているとか、胃に穴をあけているとか、そういう医療依存度の高い人も受け入れ拒否はできません。ただ、特養とかの場合ですと、そういう方がたくさんいらっしゃると、なかなか医療処置、あくまでもあそこは生活の場、介護の場なので、医療処置の非常に比重が重いような人はひょっとしたら順番がきたとしても、入所の申し込みが受け付けられたとしても、拒否はできないけど、入所というのは本人さんのためにあまりならない、必要であれば入院のほうを進められたりということもあるのではないかなと思っています。実際、市内の施設でも、どれくらいの数は医療依存度の高い方、胃ろうがあって、呼吸器をつける点でも受け入れますよということはちゃんと表示はしてくれています。拒否はしておりませんが、そうになると医療職の人的な配置というところが非常に重要になってきますので、何人でもということはいかないのと、それから、中には感染症、これも同じく医療の関係なんですけど、感染症のリスクが高い人、危険性が高いような人はすぐに入所というのはなかなか難しいように聞いています。

鈴木委員長 東委員。

東委員 それ以外の方は、家族が望めば入所判定に達するということ。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 平成27年4月の制度改正によりまして、特養は要介護3以上の

方という一つの原則ができておりますが、要介護2以下の方でも、家族の介護状況とか本人さんの状況を勘案して入所申請の受け付けはしております。入所申請の受け付けをしておるといことは入所判定委員会にもかかるといことです。ですから、2であっても1であっても入所できないことはないです。

鈴木委員長 東委員。

東委員 でしょうね。だけど、現実に入りたくて入れないというのが現実ですね。そういう人がおるわけやね、市内に。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 済みません、例えば。

東委員 入りたいけど入れないという人をよく聞くんですけど、今の話だったら入れるということやね。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 先ほど申しましたように、介護度が低くても状況によったら入れるということと、年間70人から80の方が退所されたりする中でも、なかなか順番がこない場合というのもあります。施設によりますともう非常に待機者が多くて、入りたいという施設を選ばれている方も結構いらっしゃいます。私どもが調査した、ケアマネジャーを通して調査した中でも、半分以上の方がもともと希望した施設以外は順番がきてもほかの施設は入らないというような回答をされている。これはちょっとびっくりしたんですけれども、ですから、そういうこともあって入れない方もあるということです。

大畑委員 ちょっとだけいいですか。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 先ほど委員長が質問されとった件になるんですけど、ここで入れなかったことによって、施設介護サービス費は減ります、約6,000万円ほど減りますけど、その分居宅介護サービスがふえたんですということかなという質問だったけど、そうではないと。ですから、施設介護サービスを利用できなくなった人はどのサービスを使っているのか、どうなっているのかというのがちょっと今わからなかったところなんですけど、それをつかめないですね、どんな状態になっているかというのは。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 先ほど申しましたように、ケアマネジャーを通して、待機者、御自分の担当の待機者の状況を全て調査させてもらいました。その中で、先ほど言

いましたように、そういう方がふえると、というか、そういう入りたくても入れない、家でもなかなか介護ができない方がふえると、短期入所サービスという連続のショート利用がふえております。

大畑委員 それも施設介護サービスの中に入るんですか。

谷林介護支援課長 そうです。

大畑委員 そういうこと。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 施設介護サービスじゃなくて、居宅介護サービスのほうが。

大畑委員 ああ、居宅。

谷林介護支援課長 全体の介護給付費の一部ではありますけども。

大畑委員 ということは、済みません。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 どこかのサービスは利用されているという解釈でいいんですか。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 それも見さしていただきますと、もちろん何らかのそういう入所の必要性があるような方は在宅のサービスをフルに使っておられる、週3日はショートステイ、あと4日は毎日デイサービスというのが、サービスを使っておられますし、先ほど小規模の居宅介護施設が費用が伸びているというあたりは、泊まりと通いと訪問というひっくるめたサービスが使えるようなところを利用される方がいらっしゃるように思います。そこで、入所ではないけども、在宅のサービスではあるけども、小規模多機能型居宅介護を利用されている方がいらっしゃいます。

鈴木委員長 ほかにございますか。

林委員。

林委員 ちょっと根本的な話になるかもわからんのんやけど、施設入所待機者が多いさかいに、それを解消するために、介護保険事業計画で施設を60床必要やということで整備したのに、現実的に23人が市外だわね。今、話を聞いておったら、待機しとる人でもほかの施設だからこれに限定されておる人が半分ほどおられるとゆうたんかね。それやったら、その人らが入所できんでやいやい言われておるんやで、つくったって解消できんわけじゃな、極端なことを言うたら。入所させたいけど入れんのやという人らの声が大きいさかいにそういう施設をつくっとるわけやで、施設をつくったらそれだけ介護保険の費用が、給付費がようけいるのでつくりとうないわけなんやけどつくったわけや。それが現実、こういう結果になっとるで、そこ

らのところよく分析して、ほんまに必要なのか、23人は解消できとらんのや、宍粟市にできた。そこに入っとらんということは、それだけ分ほどまだ解消できとらんで、入れん、入れん、つくれ、つくれという声が上がってくると思う。そこらのところをよく十分把握して、計画してもらわんと、次の介護保険事業計画のときの審査のときに影響してくると思うんや。これだけ必要だということをつくったって解消できない。ここらをよく分析してやっておいてもらわんと、これだけ必要なんですというたってあかんと思うし、その待機者もそういう人、極端なことを言って、千種の人がちくさの郷じゃないと入らんと。それやで、よそはできても入らん。ちくさの郷じゃないとあかんと言うたら、それは入所者が亡くなられん限りあかんさかいに、それまで待っておかならん。そないなことになるので、そういう入所希望者の希望も聞かんとあかんけども、ほんまに待機してかなうのやったらどこへでも入れというような指導もしていく必要もあるだろうし、そこは難しいけども、ここらもよく考えんと、今の川戸の結果を見たら、必要なかったんじゃないかという話になるので、次の計画に影響すると思うんや。僕らもちゃんと説明できる資料をちゃんともっておいてもらわんとあかんと思う。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 先ほど申しました制度改正、平成27年4月から要介護3以上の方が特養入所対象の受け付けということだったんですが、6期の計画策定時に待機として把握できておりましたのは、その時点では要介護3以上云々ということの細かな分析というのができない状況もありました。ある程度こちらとしても対象者のほうも少し分析させていただいた上で、必要数ということもあげさせていただいたんですが、林委員がおっしゃいますように、御指摘がありましたこと、今後、配慮していきたいと思います。

それから、申しわけありません。先ほどの調査の中でも、特例ショート、ショートの連続利用のほかにも待機者、ですから、老人保健施設で待っておられる方、サービス付高齢者住宅で待っておられる方、それから、病院で待っておられる方も結構いらっしゃるという状況も把握しております。

それと、待機の期間なんですけど、半数の方が6カ月までで、結構二、三カ月待っているという方がその中でも多くを占めているように思います。

鈴木委員長 林委員。

林委員 ちょっと例を言うんですけども、千種にちくさの郷という養護老人ホームができたんやけど、そのときには、かなり前やで、千種の人らはそんなところへ入

らんと言われたので、ほとんど神戸とか、大阪のほうから入所されたんやね、50床やけども。それで、今度は年がたって、今度は千種の人らが入りたいというときには、空き待ちじゃないとあかん、入れんことになったんや。今になったらその亡くならない限りあかんで、ごっつい待たんなんわね。そういう川戸にあってもそういう状態が起きると思うんや。今は入らんけど、入れてくれというときにはじきに入れんということになるので、そこらのところも待機者の状況とかよく把握してもらって、やっぱり市内にあるんやったら市内の人が入所できるようにしてもらわんと、特にちくさの郷とか、ありがたいいな、あそこもできたときは市内の人が少なかったと思う。介護担当課で施設長に市内の人を優先して入れてよと言ったってなかなか入れん状態になってから言うたって遅いので、そこらをよく考えてやってもらわんとあかんと思う。

鈴木委員長 ほかにございますか。

大畑委員。

大畑委員 ちょっと林委員の関連なんですけど、施設もそうだし、サ高住なんかも僕らずっとやっぱり自分の生まれ育ったところでそこで暮らしていきたいと思っても、いや、もう市内に40床を1個つくるんですと決めていますからというような、そういうところも柔軟に考えていただきたいと思うんです。だから、さっきも施設をつくってもこういう状態になるんですから、皆さん努力したのもよくわかるんやけど、実際の利用する側の人たちが本当にどういう施設のほうがいいのか。あるいは、圧倒的にたくさんの介護保険料だけ払い続ける人たちのことも考えて、介護料を抑えようと思ったらどうしたらいいんかということも考えていただきたいなというふうに思います。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その関係もあるんですけど、この前多分、その関係か、5,900万円の減額の質疑だったかと思うんですけど、岡前議員だったかな、してなかったっけ、誰かしていたと思うんだけど、そのときに答弁の中で、例えば、波賀の人は市内といっても住みなれた地域というのはやっぱり波賀で結局、他の山崎とか、一宮のところは行きたくないということで待機が出ているということを確認ちゃっていますよね、当局は。

(「はい、この間そう言いました」の声あり)

鈴木委員長 そう答えていますよね。結局そうじゃないですか。だから、住みなれた地域で宍粟は一つで先ほどのサ高住の話じゃないんですけど、40床1カ所でも地

元は地元なんだっていうのはこっちの都合であって、住みなれた人たちはやっぱり旧4町ぐらいの単位で、下手するともっと小さな、例えば、一宮の人が三方の人が東市場に出てくること自体もうちょっと神戸に、出てくること自体もちょっと違う土地にという感じになるかもしれないんですけど、やっぱり波賀の人は波賀の施設だったら比較的地元というか、住みなれたところでということをやっぱり感じるんです。そういうことは当然答弁されているということはそういうニーズがあるということ把握されていますよね、そういう状態があるということ。地域というのは旧4町単位ぐらいのところをやっぱりある程度高齢の方は縛りついているというか、ある程度もう愛着があるという部分で、そこを認めつつ、認めておきながら市内1カ所に40床とかということ計画にのせられるところは何が問題なんですか。そういうことは現場では把握しているけど、上ではねられているんですか。それとも、上がそのことをよりも、そもそも現場からそういう声が上がってきていないという話ですか。

榎橋副委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 補足説明させていただきます。

鈴木委員長 いや、ごめんなさい。谷林課長、というか、課長は現場の人なんです。だから、ピンポイントでそのことを見て言っていただく人なんです。だけど、ほかの状況とかを勘案して、そのところを調整するのは部長、次長の話でしょう。だから、その人たちがどういう考えをもっているのかとかということが明らかにならない限り、幾ら現場の方が頑張っても無理があるんです。

榎橋副委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 先ほどの私の説明不足でした。希望の施設以外は入りたくない、このアンケートをとりましたので、調査をしましたのであえてそう答えられた方もいらっしゃると思うんですが、希望の施設というのが地元、家族に近いところがいいという人と地元だから入りたくないという方も結構いらっしゃいます。離れたところのほうがいい。特養、まだそういうちょっと偏見をもっておられるのかなと思うけど、地元じゃないところがいいとおっしゃる方もあります。決して波賀にいらっしゃるって、波賀の施設でないにだめという施設の選び方ではない。

鈴木委員長 その状況もわかります。地元だから逆に昔からよく知っているから、介護状態になったときによく知っている人の世話になりたくないというか、そういうところも含めて理解はしますが、だったら前の答弁おかしいでしょうという話です。そういうことも相殺して、ニーズがいろいろだということならわかりますけ

ど、あのときのあのことしか説明されなかった、結局そこがネックだという話ですよ。幾ら市内で大きいのをつくっても、例えば、それが山崎以外の人たちにとってはやっぱり地元という認識がなくて、そこには入りたくないという方のほうが多いという認識ですよ。多いというか、それが傾向としてあるということですよ、あの答弁でいけば。

大島部長。

大島健康福祉部長 私の説明が不足しておったように思います。私はそういった方もあるということで、例えば、波賀の人が波賀の施設に何人が入りたい、あるいは、波賀の人が波賀以外のところに入りたいという、そういうところまでは把握できておりませんので、計数的なものがあげられませんし、傾向としても述べられませんでしたが、そういうこともあるということでしか把握できておりませんでした。それでそのようなことになりました。

ただ、これからにつきましては、そういったことも考えていって、林委員がおっしゃいましたように、実際本当にこの地域に何人入るのか、希望がどれだけあるのかというようなことも含めて把握できれば計画ももう少し具体的になってこようかと思えます。

それと、宍粟の圏域で総数が60床ということが出ましても、それをそうしたら各町に15床ずつというわけにはまいりませんので、そういった運営のこととか、また、法人のほうとしても土地を用意せなあきませんので、そういったことも含めて、総合的に勘案して決定していかないといけないと思えますので、その辺のことも御理解いただきたいと思えます。

鈴木委員長 だから、地域包括ケアは車で30分というところ、医療福祉のあたりそれを一圏域として包括的にということをやっているとずっと言っているんです。どう考えても宍粟1カ所だったら、30分圏内におさまらないところが幾らでも出てきます。そっちのほうが高齢化率が高いです。

志水健康福祉部次長 いいですか。

榎橋副委員長 志水次長。

志水健康福祉部次長 地域包括ケアにもありますけども、特に施設サービスにつきましては、その圏域を越えた宍粟市単位で考えておりますので、トータルの今部長が言いましたようなトータルでの需給の状況を把握していくという状況です。居宅サービスとか、通所介護等につきましては、地域保健福祉圏域とかということも考えますが、施設に関しましては宍粟市、それで、需給を考えておるという状況で

ございます。

鈴木委員長 それでいいですか、本当に。

大畑委員 だから。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 だから、そういう考え方だからだめなんじゃないですかということを行っている。いやいや、話が、聞いて。今だけ見たらあかんです。2025年、もっと先、国の流れがもうどうなっていっとるかということを見なあかんじゃないですか。医療も介護も報酬が平成30年に改定されるんです。そういうことも受けているいる考えていたら、皆さんも包括ケアシステムをつくり上げるんだということをおっしゃっているじゃないですか、医療、介護の。在宅介護、医療も進んでいくし。いつもイメージ図を見せられるんやけど、一番中心に高齢者の人がおって、介護の人が医療を利用できるシステムのイメージ図があるじゃないですか。でも、施設だけ別に一本で考えるんだというのは、それはこれまでの考え方です。だから、もっと小さい単位にすれば、空き施設が活用できへんかとか、新しい施設建てなくてもいいかと違うかとか、いろんな経費のことも含めて、いろんなことが想像できるわけです。そういう考えをしっかりとつくってくださいと僕は言っている。中に、地元は嫌やと、外へ出たいという人は、そういう人はほかの町での施設を利用したらいいわけです。そういうところを利用したらいい。そこにつくったから、その人じゃなかったらあかんのやとかたくなことを言わんでもいいわけです。でも、市の考え方は、そういう包括ケアシステムという中で、全てを完結するようなシステムをこれから考えていくんですよということをコントロールしてもらいたいんです。そうしたら、地域だって動いていくんです。それを何か別々で組み立てられているから、そこは市民と行政側の気持ちが一つになってうまく運営できてない。病院だってそうじゃないですか。この中の一つで中核病院だと看板上げてやっているけど、ほんまにみんなどれだけ利用しとるんですかという話でしょう。だから、そんなのも一つあるけども、それは地域との十分連携の中で病院経営もやっていくというふうにしなければいけないという話だと思う。そういうことを考えていただきたいなと思うんやけど、何か一つ施設とサービス、居宅の部分とそれから、施設サービスは別なんだみたいな考え方は僕は古いと思います。

鈴木委員長 志水次長。

志水健康福祉部次長 私が申しましたのは、こと特養に関しての施設でありまして、今、委員様がいろいろと提案していただいておりますサ高住とか、そういう居住系

を中心にしたサービスについては、地域性も勘案していくのが私はこれからの課題であると思います。

大畑委員　そうです、そこを言いたいです。

志水健康福祉部次長　そうです。特養に関しての私は説明をさせていただきました。

鈴木委員長　だったら、何で40床という計画になるんですか、そういう方針があるのであれば。

志水健康福祉部次長　40床につきましては、特定施設入所介護といいまして、一般にサ高住といわれる分の募集をしておるわけです。それは、要介護度に関係なく、小さい特養の縮小版というようなもののサービス形態です。これは居住形態に入りますので、施設系じゃないんです。ですから、保健福祉圏域で施設サービスが不足されている地域に限定というか、優先的にしようということで、例えば、河東小学校区とかいう募集での募集形態もさせていただいています。これはだから地域に少ないサービスをそこへもっていこうという、誘導しようという思いを考えております。40床は別のサービスでございます。

大畑委員　それがわからん。別の。

鈴木委員長　谷林課長。

谷林介護支援課長　今公募させていただいておりますグループホームと、それから、特定入居者生活介護といいますのは、サ高住、サービス付高齢者向け住宅に特養並みの介護サービスがついた施設のことです。施設というか、居住系といいまして、それは施設サービスではなくて、あくまでもサービスそのものの名称を特定施設入居者生活介護という機能がサ高住についている、そういう機能を付加されたサ高住をいうわけなんです。ですから、特定施設入居者生活介護サービスといいますのは、支援、自立の人から要介護5の人まで利用することができます。その方の介護の必要性に応じて特養並みの、重度の方でも特養に入っているのと同じようなサービスがそこで提供されるというのが特定施設入居者生活介護を今40床募集しています。

榎橋副委員長　鈴木委員。

鈴木委員　だけど、それがこの前の特養30床のところがなくなっても、そっちに吸収されるという話をしましたでしょう。そっちでカバーできるんだという話をしましたね。だから、おかしな話だと思います。

榎橋副委員長　谷林課長。

谷林介護支援課長　特定施設入所者生活介護も6期の計画の中で大体これぐらいの方が必要だろうということで計画は検討するというものであげさせていただき、決

定して今公募しているんですけれども、実際見てみますと、すぐに特定施設入居者生活介護の方が特養の入所希望者とは別という意味ではなくて、特養を待機している方も同じようなサービスが受けられるということで、特定に入ることができます。しかも、自立から要介護5までやから、特養の申し込みがなかなか難しい要介護2とか1とか支援の方も入れるということで、そのままかわりにはなりませんけども、サービスの選択肢が特養の待機者に対してもつくられた、提供できるということです。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 だから、結局30床つくろうがつくらまいがよかったという話ですよ、そうやってきたら。

榎橋副委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 特養についての結論としましては、待機者調査なり、その中で必要度の高い人を精査していくと、現時点では30名の方がいらっしゃるだろうということなんやけど、30床では運用も難しいし、今すぐ60床に拡大して建てるとい、建設するという必要性までは判断できなかったの、まずは見合わす。ただ、7期の計画策定の中では再度検討していくべき課題だとは思っております。

鈴木委員長 大畑委員。

大畑委員 サ高住の考え方が全く違っていました。だから、特養に準じるようなものを考えておられるんですね。だから、本来的にサ高住、僕らが思っていたのは、普通の住宅なんです。そこは周りから近くの高齢者が集まってこられて、多分1階のフロアで。その家主は2階に住んでいるみたいな感じで、1階のフロアに要介護の方が来られて、そこにサービスが入っていくという、介護サービスが入っていく。1カ所でサービス提供できる、それぞれの家へ行かなくていい。そういうものが市内に何地区かあればいいんじゃないかなという思いで、身近なところで暮らせるなという話やったんですけど、特養にかわるようなものをつくるんだったら、それはたくさんつくられへんでしょう。それは1個しかできないわという話になるから。ただ、そういう大きな箱物をつくって、本当にそれがまた市民にうまく利用されるようなことになるんだろうかなというのは正直な思いです。

鈴木委員長 谷林課長。

谷林介護支援課長 全て特養のかわりということで、特定施設入居者生活介護をつくるわけではない。入所希望の方の幅が広い自立の方、遠くでひとり暮らしやから、ちょっと支援も受けられへんし、ひとり暮らしが不安やという人も入れる。特養、

ほんまは入りたいんやけど、要介護1やさかいになかなか入所の申し込みも難しいだろうという支援1から介護2の方も利用すること、入ることができる。それから、介護が必要やけども、特養のまだ待機中やからということでその特定施設に3から5の方も入れて、そこに必要な介護サービスがついているから受けられるという施設なので、いろんな在宅生活が困難な方の要件をほとんど満たしてくれるんではないかというのが特定施設入居者生活介護です。中には家を改築するから、1カ月間だけ入りたいとかいう人も可能です。

大畑委員 でも、済みません、その40床のところへ集めるわけでしょう。

谷林介護支援課長 はい。

大畑委員 それぞれのところに住んでいるけど、入居じゃないから。でも、市内の1カ所に40人だったら40人が集まってくるというか、そんなふうを集まって経営できるかなと僕は思うんです。それをもっと身近なところでやるほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

鈴木委員長 ほかの件もそうなんですけど、その全体像の中での一部として物事を説明していただかないと見えないんです。先ほどもニーズが40床の、さっきの特定何とかという部分が40というニーズが市内全体のニーズなのか、それとも、さっき特に不足している河東地区とか、そこに誘導するようになっているということは、そのエリアの圏域のニーズなのかによります。市内全体のニーズをはかっておいで、それを満たすために、河東に誘導するというのはこれはまた変な話になってくるので、そのあたりで全体像が全く見えないので、そのあたりをちょっとほかの件も含めて明らかにした上で議論させてください。これはもういいですか、補正に関しては。

119号までできました。

大畑委員 済みません、時間とりました。

鈴木委員長 120号議案、訪問看護の補正については、資料なかった。議案ですね。人件費相当の部分だそうです。

榎橋副委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほどちらっと訪問看護のほうが看護師が不足しているというような状態なんですか。

榎橋副委員長 中野課長。

中野健康増進課長 本日ほかの資料のところに実績をつけております。そのときにまた説明させていただいてよろしいか。

鈴木委員長 はい。

では、補正の関係、今115から120まで5議案いきましたけど、もういいですか。

(「結構です」の声あり)

鈴木委員長 では、一旦分科会を閉じます。40分まで休憩を入れます。一旦休憩いたします。

午後 2時28分休憩

————— (健康福祉部退室)

午後 4時47分再開

鈴木委員長 では、採決のほうです。分科会の補正の参考賛否というか、から行きたいと思いますので、お願いします。

議案の番号に沿っていきます。

関係部分です。

まず、115号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分についてです。

まず、自由討議の必要性はありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第115号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

鈴木委員長 賛成5、全会一致で賛成ということですか。

何か特に意見はありませんか。よろしいですか。

では、次にいきます。

まず、116号議案、平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)です。

自由討議の必要はありますか。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 討論。

(「なし」の声あり)

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第116号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

鈴木委員長 賛成5です。

引き続き117号議案、国民健康保険診療所特別会計の補正です。

自由討議の必要性はありますか。

（「なし」の声あり）

鈴木委員長 討論。

（「なし」の声あり）

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第117号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

鈴木委員長 賛成5です。

いきます。118号議案、平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）についてです。

自由討議の必要はありますか。

（「なし」の声あり）

鈴木委員長 討論。

（「なし」の声あり）

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第118号議案、平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

鈴木委員長 賛成5です。

続いて、健康福祉部関係です。

第119号議案です。介護保険事業の特別会計の補正についてです。

自由討議の必要はありますか。

（「なし」の声あり）

鈴木委員長 討論。

（「なし」の声あり）

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第119号議案、平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

鈴木委員長 賛成5です。

次に、120号議案、訪問看護事業の特別会計の補正です。

自由討議、討論の必要の方。

（ 「 な し 」 の 声 あ り ）

鈴木委員長 では、採決に移ります。

第120号議案、平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

鈴木委員長 賛成5です。

何か付する意見は特にはないでしょうか。もう審査過程だけを報告すればよいですか。

（ 午 後 4 時 5 1 分 閉 会 ）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会民生生活分科会 委員長 鈴木 浩 之